

平成18年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成18年12月8日（金曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

24番 植木弘行議員

1. 大山墓地とその参道について
2. 体育施設利用について
3. 合併協定時に約束されている道路整備（新南下厚崎線）について
4. 乃木神社周辺道路、下水道整備について

10番 平山啓子議員

1. 教育行政について
 - (1) マイ・チャレンジ推進事業について
2. 快適で潤いのあるまちづくりについて
 - (1) 生活バス路線の充実について
 - (2) 交通不便地域について

12番 早乙女順子議員

1. 首都機能移転について
 - (1) 首都機能移転誘致運動収束について
2. 今後の組織機構の見直しについて
 - (1) 組織機構の見直しの進捗状況について
 - (2) 組織機構の見直しと3支所のサービスの平準化、質の向上について
3. 男女平等施策について
 - (1) 男女共同参画推進条例について
 - (2) 男女共同参画行動計画について
4. 指定管理者制度導入後の運営状況について
 - (1) 指定管理者による運営状況について
 - (2) シニアセンターの運営状況について
 - (3) 那珂川河畔運動公園の運営状況について
 - (4) サービスの質の評価について
5. 障害者自立支援法について
 - (1) 障害者自立支援法施行後の影響について
 - (2) 利用料負担の軽減策について

(3) 地域生活支援事業について

3 番 眞壁俊郎議員

1. 教育行政について

- (1) いじめ問題について
- (2) 臨時採用教員について
- (3) 個人情報保護について

2. 行財政改革について

- (1) 行財政改革大綱・集中プランについて
- (2) 行政評価制度について

3. 那須塩原市総合計画について

- (1) 進捗状況について

5 番 高久好一議員

1. 那須塩原市総合計画基本計画（案）について

- (1) 環境の保全について
- (2) 安全な水の供給について
- (3) 学校教育の充実について

2. 図書館の機能を住民本位に

3. 救急医療体制について

日程第 2 議案の各常任委員会付託について

日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君	西那須野 支所長	八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は32名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を
行います。
発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 植 木 弘 行 君

- 議長（高久武男君） 初めに、24番、植木弘行君。

〔24番 植木弘行君登壇〕

- 24番（植木弘行君） おはようございます。
議席番号24番、植木弘行でございます。
本日は議会の一般質問の最終日ということで、
少々私としては待ち疲れがあるかと思っております。
きょうのトップバッターとして頑張りたいと思っております。

本市は合併して約1年11カ月たつわけですが、
執行部、職員、議員の皆様におかれましては、旧
市町であったころの日常の業務量、活動量からす
ると、比較にならないほど仕事量がふえていると

思われます。3つの自治体が1つになったわけ
でございますから、当然といえば当然でございます。
日々ご苦労さまでございます。

合併後は、日常の業務の内容も大きく変化し、
そして高度化しているものが多く、職員の皆様も
よりよいサービスの提供や円満に一体化するため
の新市づくりの中で、発想の転換や能力アップが
求められておると思います。日夜大変ご苦労さ
までございます。

また、高度な能力を有する施策、計画、整備等
の実施に向け、対応が日常避けられず、その努力
行為と重責に対し、感謝を申し上げたいと思いま
す。

質問に入るわけでございますが、質問に入る前
に、ご訂正をお願いしたいと思います。

質問項目の1項目めの一番上の行でございま
すが、「杉並木」とありますが、ヒノキでございま
すので、「ヒノキ」という字に直していただきた
いと思います。

また、同項②のやはり2行目、上から行くと4
行目でございますが、「杉並木」を「ヒノキ並
木」と直していただきたいと思っております。

それでは、市政一般質問通告書により順次質問
を進めてまいりたいと思っております。

1項目め、大山墓地とその参道について。

①参道入り口から約30m先のヒノキ並木が伐採
されてアパートが建っているが、これまでの経緯
について伺う。

②西那須野地区の多数の市民が、旧町の名所旧
跡の一つと認識している大山墓地とヒノキ並木を
含む参道について、本市としての今後の考え方
（保存に向けた取り組み、対応）を伺いたい。

2、体育施設利用について。

①今年3月議会において、「柔軟な対応をす
る」と答弁をいただいた体育施設条例第3条の利

用の許可、にしないの運動公園体育館管理規則第4条、5条についての改正はなされているか。また、市民にわかりやすいような条文になっているかを伺います。

②受け付けの際、市民から不満、苦情、要望などがあった場合の問題解決に向けた組織機能がなるとの答弁であったと認識しておりますが、問題解決のための機能改善はなされたのかを伺います。

3項目めとして、合併協定時に約束されている道路整備（新南下厚崎線）について。

①議会全員協議会で方向概要は出されたが、実施に向けての具体的計画を伺う。

②平成19年度、来年度でございますが、予算に整備に着手する調査費等の経費計上はなされるのか伺います。

4項目めとして、乃木神社周辺道路、下水道整備について。

①神社参道（幹Ⅰ－11）の市の下水道整備については、今年3月議会の質問で実施すると答弁があったと理解しているが、現実はどうなっているのか。

②市道幹Ⅱ－15号線は、家畜市場手前で拡張工事がストップしているが、今後の計画について伺います。

③市道幹Ⅱ－15号線のJR踏切、南郷屋踏切と言うと思います。拡張工事の計画と今後の見通しについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

24番、植木弘行議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは3の項目についてお答えをいたします。3の①、②について、あわせてお答えをしたいと思います。

ご質問いただきました道路は、新市建設計画に基づき策定いたしました那須塩原市道路整備計画の中で、国県道を含めて市街地連携環状線に位置づけられており、新南下中野線として、連携都市軸を強化する骨格道路として整備を進めることといたしております。

具体的には、第1期として、幹Ⅱ－15号線から主要地方道大田原高林線までの区間約3kmについて、平成21年から調査に入りたいと考えております。

このほかにつきましては、教育部長、建設部長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、私の方から1番と2番についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、大山墓地につきましては、①、②あわせてお答えを申し上げます。

経過につきましては、大山さんから買収等の要望がありまして、その後、市の意向を伝えたところであります。詳しくは9月議会において金子議員に答弁したとおりでありますけれども、現在も大山家と協議中でございます。

今後の考えにつきましても、金子議員にお答えしたとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、体育施設利用につきまして、①条例、規則の改正を行ったのかという質問でございますけれども、改正は行っておりません。3月議会で答弁いたしました利用調整会議につきましては、今回につきましては、1月に開催できるように準備を進めておるところでございます。

②の苦情等の問題でございますけれども、この問題につきましては、その都度、指定管理者と連携を密に話し合い等を行いまして、問題解決に向けて対応を行っておるところでございます。

また、指定管理者におきましては、定期的な内部ミーティングを図って、共通理解を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、建設部長。

○建設部長（向井 明君） それでは、4番の乃木神社周辺道路、下水道整備についてお答えいたします。

乃木神社周辺の下水道整備につきましては、3月議会で答弁いたしましたとおりでございます。現在は工事実施に向け、詳細計画を進めております。詳細計画が固まりましたら、本年度中に周辺住民を対象に説明会を行い、平成19年度から順次整備をしてみたいと考えております。

次に、幹Ⅱ-15号線につきましては、補助幹線道路として生活の拠点や公園などを結ぶ交通のネットワークを整備するため、平成2年から工事に着手し、整備しているところです。

家畜市場手前の拡張工事につきましては、今年度工事完成を目指しまして、昨日入札が行われ、施工業者が決定したところでございます。これをもちまして、今年度で整備計画区間が完了となる予定になっております。

また、市道幹Ⅱ-15号線のJR南郷屋踏切拡張工事の計画につきましては、南郷屋踏切に接続する市道幹Ⅰ-5号線を平成16年度より事業着手しており、南郷屋踏切の拡張については、JR東日本と調整を図りながら整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、順次質問を進

めてまいりたいと思います。

まず、第1点目の大山墓地とその参道についてでございますが、質問に入る前に、大山墓地、大山さん、大山農場、こういったことについて、西那須野の議員であった議員の皆さん、あるいは西那須野地区の市民の皆さんはよくご存じだと思いますが、塩原、黒磯関係の市民の皆さんはちょっと、この大山さんとは何かわからないと思いますので、私が調べた範囲でちょっとご説明したいと思います。

まず、大山墓所について申し上げます。西那須野に大山農場を持っておりました大山巖元帥陸軍大将は、福岡県で行われた陸軍特別大演習会から帰る途中発病し、大正5年12月10日に亡くなったそうです。享年74歳でありました。西那須野の大山農場への埋葬、大山氏本人が生前から望んでいたもの、12月17日、日比谷公園で国葬の後、柩は上野駅から臨時列車で西那須野に運ばれ、栃木県知事以下、多くの人が見守る中、大山別邸に到着し、12月18日に埋葬されたと伝えられております。

当時の墓所は、高さ約91cm、直径約3.6mくらいの砂が盛られ、そこに墓標が立てられており、いわば仮の墓所であったようです。現在の墓地は、大正6年7月ごろから、当時の金額で約3万円の工事費をかけて改修・拡張工事が行われたもので、墓域が約4,500㎡、周囲に石塀をめぐるし、墓石は石を円形に積み上げた砲弾のような形をしたものでございます。

また、この時期に大山参道の整備も行われ、大田原街道以北にはヒノキ、以南にはモミジと桜、ツツジなどが植えられました。今は立派にモミジが残っております。

なお、大田原街道以南の参道は、昭和30年に大山家から旧西那須野町に寄贈され、旧町ではモミジ並木を指定天然記念物として保存してきて、さ

らに全体を大山公園として管理してきたものです。

次に、大山巖氏について申し上げます。大山巖氏は、島津藩の下級武士たちの住む下加治屋町で、1842年11月12日に大山彦八綱昌の次男として生まれました。大山家の禄高は少なく、5石であったと記されております。

祖先が琉球在藩奉行であったせいか、蓄財があり、武家屋敷のほとんどが当時150坪の屋敷程度でございましたが、大山家は480坪の広さがあり、何代も続いた武家の家柄だったようです。

明治9年には吉井沢子さんと結婚、明治16年に山下捨松さんと再婚、明治18年に陸軍大臣に就任、明治31年には元帥となりました。そして、大正3年に内大臣になったようです。

西那須野には、東北線の西那須野地区への誘致や西那須野駅開設に多くかかわったと言われております。

続いて、大山農場について申し上げます。大山農場の初代農場主は大山巖氏であり、明治34年、加治屋開墾場の共同経営者であった大山巖氏と西郷氏が、これは話の中で記されていることですが、トランプの抽選をして分割をし、永田区の半分と下永田区が大山家に分割されたようでございます。土地は明治34年10月15日付で登記所に提出され、12月20日、正式に大山家の所有となったようです。分割された土地の面積は約245町歩で、その後、隣接の2つの地区の土地の一部を取得し、農場の拡大が図られ、おおむね274町歩前後の農場であったと伝えられております。

明治末期の農場は、直営事業のほか、耕地を小作人に貸与する小作地経営や宅地、事業所等を貸し付けするなどの経営をしていたようです。開設当初の小作地面積は不明であります。大正末期には畑約42町5反とされ、小作人の多くは下永田、緑の一部に入植し、この当時は約46戸あったとき

れております。その後、昭和11年ごろには、田が約4町歩、畑が約100町歩、小作人は52戸と拡大が図られていったようです。

そして、100年近く経た今、100年を超えておりますが、平成13年度の国勢調査によりますと、世帯数1,144と飛躍的な増加を示し、大山農場がいかにこの地の発展に深くかかわってきたかがうかがえるものです。

以上、大山家についてご説明を申し上げます。

そこで、今議会でも金子議員の方から質問が出ておりますし、9月議会で経緯についても詳細に説明をいただいております。それ以後、協議中、慎重に協議はしているとお聞きしておりますが、現状の中ではまだ回答できるような状況に至っていないと、このようにも伺っております。

そういった中で、非常に言いにくいとは思いますが、現在、その協議の中で、教育委員会の当局にはお世話になっておるわけでございますが、保存に向けての感触はいかがお持ちか、その点についてご答弁いただけますか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 協議中ではありますが、相手のある話でございます。いずれにしましても、市としてはできるだけ今の状態で今後とも保存していきたいという前向きな、そういう形で協議を進めているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 非常に緊迫した状況であるということは私自身も認識しております。ただ、市民、特に西那須野地域の市民の皆さんは、非常に興味を持っている問題だと思っておりますので、今後の経過でございますが、こういったものについては、できるだけ早く全員協議会あるいは何かの方法で市民の方に周知できるような対応をとっ

ていただけるかどうか、その辺についてお答えを
ちょうだいしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） もちろん話がまとまれば、結果は議会の皆さんにお知らせをしたいと思
っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。
ぜひそのようにしていただきたいと思います。金
子議員にも答弁されましたように、貴重な文化遺
産であり、今の状態で保存していく、それに向け
て協議しているということでございますので、誠
心誠意協議していただきまして、市民が納得でき
るような、あるいは大山家の方が納得できるよ
うなちょうどいい話し合いに結びつけられますよ
うに、ご努力、ご尽力をお願いしたいと思います。

以上で、この項については、先に進んだ状況が
ありませんので、終わりにして、次の項に入りた
いと思います。

2項目目の体育施設利用についてでございます
が、これについては条例の改正はないと、このよ
うなご答弁でございます。私は市の事業あるいは
市の運営、そういったものについてはすべて条例、
規則に原点がありまして、そこから物事は進んで
いるのかなというふうに思っております。したが
いまして、後段ではいろいろお礼を言ったりしな
くちゃならないこともございますが、この部分の
条例改正、規則の改正がなぜできないのか、もう
一度改めて伺いたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 条例につきましては、
ご指摘のとおり、第3条は利用の許可ということ
でございますので、これはそれなりに改正する必
要はないのだろうと、このように思っております。
そういう中で、規則の問題だと思います。規則

の中には、ご指摘のとおり、第3条で教育委員会
に申請書を出すということになっておりまして、
その条項の中には、指定管理者を置く場合にはも
ちろん管理者の方に読みかえるという話になると
思います。

そういう中で、3月の議会でご指摘のあった調
整会議の問題だと思いますけれども、調整会議は
ここにも出てきておるんですけれども、設定する
時期等には触れていないと、こういう状況だと思
います。

そういう中で、ご指摘のように、担当者あるい
は基準といいますか、取り扱いによってまちまち
では困ると、こういう状況が一番心配されるだろ
うと、このように思っております。

そういう中で、3月議会でご指摘のあった以降、
内部的な貸し出しに関する運用基準をつくりまし
て、これについて周知をし、共通理解をもって現
在も運用しているということですので、ご理解い
ただければと思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ただいま部長が答弁され
ましたように、実は私はこの条例については教育
委員会に申し出ると、これで大きな影響はないの
かというふうには思っております。できれば手
を入れていただければなおいいのでございますが、
基本条例は大枠の条例でございますので、問題な
のは、やはり規則でございますね。規則の方には、
運用していく実態あるいは運用していく事細かな
取り決め、約束、こういったものを入れていくの
が規則だと私は思っております。規則でもし万が
一できない場合には、さらに内部に規定を持つと
か、細則を持つとか、業務計画に対するマニュアル
化したものを持つとか、何らかの方法をとらな
いと、先ほど部長から答弁がありましたように、

どなたが担当になっても、ルールがあつて、ルールを見れば同じ対応がとれると。こういう形のことのできるのかと思います。もしそういうルールがなかった場合には、担当者によっては、人間だれしもそうでございますが、それぞれ解釈の範囲、許容範囲が変わってきます。1から10までで言いますと、例えば5が基準であったとすると、5の数字を6に読みかえる方もいるでしょうし、もっと拡大解釈して7、8ぐらいまで許容範囲を持つ方もいるでしょうし、なぜそういう話をするかという、行政はやはり広く一般の市民に公平な態度で接する必要がある、あるいは公平な基準で公正な判断をしていく、そういった意味合いからすると、約束事がきちんと決まっていなと物事の判断が鈍るのかと、このようにも思います。

したがいまして、ぜひ規則については直していただきたいと、再度要求するものでございますが、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいま申し上げましたように、規則で明記するのがいいのか、あるいは運用基準をつくって運用しておりますので、その辺も再度検討させていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

ぜひ規則でどうしても難しい状況のものがあるのであれば、運用基準なり、きちんと明確にしたものをご提示いただければと思っております。そういうものについて、またきちんとした周知がされますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほどの答弁の中でも、調整会議の言葉が出ておりますが、調整会議については、私が近日中、調べた範囲だと、昨年は3月に調整会

議をして、次年度の計画予定を決定していたわけでございますが、今年度は何か1月に予定しているということでございますので、具体的にその辺ご説明をちょうだいできますか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 調整につきましては、体育館といいますか、その利用する施設ごとに若干の日にちのずれはありますけれども、1月11日から16日までの間に各施設とも調整をしたいということで、現在、利用者の意向等を調査中でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。

1月に実施していただけるようになりますと、4月、5月に例えば大きな団体、あるいは早急に事業を実施したい団体がございますも、十分対応は可能かと思っております。この改善に関しましては、教育委員会の各関係職員の皆様にはお骨折りを大変いただいたわけでございますが、その点に関しましては、質問した私としては心から御礼を申し上げます。今後もそういった前向きな姿勢で、事業のいろいろな諸問題に対して対応していただけるようお願いを申し上げておきたいと思っております。

また、苦情等の対応についてでございますが、指定管理者でミーティングを行って、その対応をしていると、あるいはその都度管理者と対応していると、こういうふうなご答弁でよろしいんですよ。そういうことでございますので、この件に関しまして、非常に前向きに即対応していただいたと私は思っております。今まで窓口で問題が起きても、対応する、あるいはマニュアル化したものがないということでございましたので、心配して今回質問に入れたわけでございますが、即対

応すると、また管理者の中では定期的にミーティングをしていると、こういうふうな答弁でございますので、この件に関してはもう言うことはないのかと思っております。

最後に、この項についてでございますが、条例の備考でございますか、使用料についての備考でございますが、先般、改正の条例が訂正されまして、条例になったわけでございます。これに関しては、市民の多くの皆さんあるいは団体の皆さんから大変お喜びの言葉をちょうだいしておりますので、この場でご報告をさせていただきます。

今後とも、できるだけ速やかに各条例関係を訂正されますように、また議員各位からの提言に対しましても、いつまでも検討していることなく、早目に対応していただけますように要望を申し上げて、この項は終わらせていただきます。

続きまして、3項目めの合併協定時に約束されている道路整備について、①でございますが、全員協議会で方向性は出されて、先ほど答弁の中では、これは①、②が一緒になっちゃいますが、21年度に調査費用を計上すると、こういうふうな答弁があったわけでございますが、合併協定時に約束されている道路で、市長も合併後10年間は新市建設計画に基づいて事業を進めていくと、このように前からの議会で答弁しているわけでございますが、21年度に調査費を計上するというので、この事業が10年の間にでき上がるのかどうか、まずそれが1点と、それから21年度に調査費を計上して、どのような経過をたどって、いつごろまでに完成予定になるのか、その辺をご答弁いただけますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 新南下中野線の整備につきましては、先ほど市長が申し上げましたが、道路整備基本計画においても重点整備路線として

位置づけされておまして、早急な整備の必要性は十分認識しております。

しかしながら、整備につきましては、多大な経費を要することから、補助事業等をあわせて実施しないと、財政的にも大変厳しい状況になることから、合併時に継続しております事業のめどがつくということで、今大型で実施している合併時の継続した事業のめどがつくということで、平成21年度から実施に入りたいということで申し上げているところでございます。

10年間でということでございますけれども、それにつきましては、21年度から10年間のうちに整備を進めたいというふうには考えてございます。

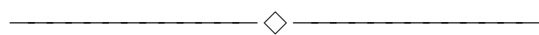
以上でございます。



◎答弁の訂正

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） すいません。先ほどの調整会議の答弁の中で、11日からと申し上げましたけれども、これは西那須野部分の11日だったんですけれども、黒磯地区については10日から調整会議が始まりますので、ご訂正をさせていただきますと思います。



○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 21年度から10年間でということでございますが、31年までかかるということではよろしいですか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 合併特例債の期間ということでございますので、10年度、要するに21年

から10年ということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま道路行政の新南の道路建設等の質問でございますけれども、計画は先ほど申し上げましたように21年度からということで考えておるところでございます。と申し上げますのは、実は今、西那須野地区で大きな事業を展開しております。国庫補助事業等々を受けながらやるということになりますと、幾つものものを一度に提案するという事はなかなか困難というふうに私ども考えております。努力はしますけれども、そういう国庫補助等々の関連を見きわめまして、21年度になりますと、西那須野の今大型整備をやっておるものにつきますと、めどがつくだろうという計画の中で、21年度から調査費をつけて進めていきたいという考えでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

年度につきましては、部長は合併特例債の期間である10年というものの考え方をいたしておりますけれども、どういう予算づけがなされるかは、今後の見通しがまだ立っておりませんので、期間的なものについては、10年というのは多分、合併の要するに特例債の期間ということで示しているのだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、重要な道路であるということは十分認識はいたしておりますので、今後、実施に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 私はなぜこの問題に固執するかといいますと、合併時の西那須野町議会の議員でございました。1市2町の合併を将来の発

展性ある合併だと、こういうことを認識して合併を推進してきた一人でございます。その3市町が合併するに当たって、全部が約束して、協定してきたもの、この事業でございます。もう少し前向きに受けとめていただけないのかというふうに思っています。

私としては、少なくとも来年度、19年度に調査をして、20年度から事業の実施について具体的な努力をしていくと、このような方向に持っていくことはできないのですか。もう一度、部長、答弁できますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今、市長の方からもお話ございましたように、合併時の継続しております事業がめどがつく時期ということでして、それからあと、今大型で実施しております補助事業の時期も、大体そのころになりますとめどがつきますので、それに合わせたということで、21年からの工事着工という形になるということです。

整備に要する全体経費につきましては、試算でございますけれども、現在のところ20数億かかるというような状況でございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 金額についてはある程度大きな費用がかかるというのは、私も認識しております。ただ、財政がないということについては、旧3市町が、塩原は塩原、西那須野は西那須野、黒磯は黒磯、その当時の財政状況もすべてわかった上で合併しているわけだと思います。すべてわかった上で合併後の建設計画をつくったはずだと私は認識しております。

そういった観点からすると、お金がない、お金がなければ先には進まないのですが、合併時にすべてわかっていながら計画しているわけですから、当然できると判断して協定をして、計画している

ものと私は思っております。少なくとも21年では少し遅過ぎるのではないかと思うのですが、市長、いかがですか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 合併協議事項の中に答弁が含まれておりますけれども、合併協議の中でお出の道路整備につきましては、それを全部を取り上げたらどういう形になるのかということは、私の方も判断をしかねるところもございます。と申し上げますのは、10年間の中でそれが果たして全部できるのかということになりますと、とてもとても合併協議のにおる道路整備をただけでも、大変大きな金額に膨らむというふうに思っております。当然、そういう中で事業を進めていくということでございます。合併協議の中での位置づけというものはされておりますけれども、それが建設計画だというふうには、私ども思っておりません、実際に。それを全部やるということになりますと、当然多額な費用はかかりますし、合併時に予算計画がどうなって、どういう形という話にもなってはおりません。お互いの財政状況の中で合併をしてきておりますし、当然そういう意味の中から含めましても、今後進めていく道路建設計画に基づきまして、最優先的だというふうに思っておりますし、今後の進め方としては、21年から実施をしていきたいというふうに思っております。当然、それを進めるに当たりましても、国庫補助等との絡みもございます。これからそういう国庫補助等の申請等も含めまして進めた中でやっていきたいというふうに考えております。

国庫補助につきましても、これまでの合併時までに入っておるものは完了していかないと、あれもこれもというわけにはなかなかいきませんので、努力はいたしますけれども、今後の進め方という中では、目標としては21年度を設定して、今後計

画を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 市長のおっしゃることはよくわかります。立場によって主張は違うのかと思っております。私は私の立場で、市長は市長としての立場でございますので、当然答えが一致しないのもあるかと思っております。

いずれにいたしましても、私といたしましては、協定項目、当時、ただ単に協定された道路ということではないと。協定事項の中でも第一順位で一番先にやる道路だと、こういうふうな認識を当時からしております。また、市当局からも、当時は町でございましたが、そういうふうに聞いております。そういった聞きおく内容からこのようなことを申し上げておるわけでございます。

また、この道路について、なぜどうしてもというふうな意見で言うかといいますと、旧西那須野ですか、前にも申し上げましたように、JR線から上の市民の方、JR線から下側にお住まいの市民の方、上の市民の方については国道4号線があります。また、井口工業団地の前から新設道路が通っております。ただし、JR線下側については、何ら一体化する道路は走っていないと、こういうふうな意味合いもあるわけでございます。新市の円満な一体化のために、最優先をして、この道路の事業実施に前向きに入っていただきたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。部長、これは1年でも早くなることを希望したいのですが、西那須野大型整備事業、これの進みぐあいによっては、1年でも2年でも早くなる可能性はあるんですか。逆に遅くなる可能性もあるんですか。それについてお伺いします。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 同じ答弁を繰り返すよ

うでございますけれども、私どもといたしましては、とりあえず21年度、最優先といたしまして考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） わかりました。財政状況とほかの事業の状況から見て、21年度あたりになるのかというふうなお話でございますので、他の事業計画あるいは大型整備工事、こういったものが早目に終了しましたら、1年でも前倒しをしていただいて、進めていただくように強く要望いたしまして、この項については終わりたいと思います。

続きまして、4項目めの乃木神社周辺道路下水道整備について。

まず、①についてでございます。3月の議会で答弁をいただいたのは、18年度、住民に説明会をして、意識を確認し、19年度から整備していく。私の質問にこのように3月議会で答弁しているわけでございますが、なぜ今回またここへ同じ年度に入ったのだというふうな疑問が生じると思いますが、もう12月でございます。参道の住人の方々数人から、植木議員さん、今年度中に住民の説明会を持って意思を確認したら、19年度にやってくれと、こういう話になっていたじゃないかと、話し合いが今全くされていないんだけど、どうなっているんだと、こういうふうなお話があって、この質問になっているわけでございます。何か問題でもあったのか、あるいはこれから立ち上げる直前になっているのか、その辺ちょっとご答弁いただけますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほど申し上げましたが、今現在、詳細計画を設計してございません。地域、桜のこととか、そういったことがござい

ますので、ちょっと慎重に計画しているというような状況でございます。また、あそこの石畳の関係もございまして、そういったことも含めまして、詳細設計をして、なるべく早いうちに地元の説明に入りたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） なるべく早いうちということ、ここ1カ月ぐらいの間にやるということですか。どうですか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 年度内ということでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） 年度内ということは、3月31日までということでございますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） そのとおりでございます。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、詳細の協議をして計画を立て、ぜひ1カ月でも早く説明会を実施して、来年度の19年度に即事業が実施できるようにお願いしておきたいと思えます。

次に、②でございますが、市道幹Ⅱ-15号線、先ほどの答弁だと、本年度で事業の予定は終了すると、こんなふうなことで施工の発注をしたと、こういうことでございますね。あそこは何か2カ所ぐらい切れていたような気はするんですが、私の勘違いかどうか、2カ所とも今年度中にやるということよろしいのですか。

それと、工事の終点はどこになっているのか、お伺いしていいですか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 議員おっしゃるとおり、

確かに2カ所に分かれているような感じがいたしますが、一部の地区におきましては、用地のご協力がいただけないということで、現道のまま利用するというような形でございます。家畜市場の手前の拡張工事170mにつきましては、本年度で、先ほど申しましたように、終了するという形でございます。

それから、終点につきましては、一応乃木神社のところが終点ということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） そうすると、2カ所あるうちの1カ所の方は、今年度で終了するわけでございますね。もう1カ所、協力が得られないと。これはそのまま残ってしまうのですか。それとも次年度あたりに補正か何か組んでやるわけですか。事業終了だから、通常、一般的には年度事業終了で終わってしまうわけだろうとは思いますが、その点どうなんですか。

それから、終点が乃木神社、乃木神社から先には行かない計画だったのですか、これは。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 用地のご協力をいただけないところにつきましては、現道のままで当分おくというような形になります。これは相手のあることでございますので、なかなかうまくはいかないというような状況でございます。

それから、計画としましては、とりあえず乃木神社までを終了というふうに考えております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） それでは、工事期間の方も迫っておるわけでございますので、その残っている部分、もう一度でも二度でも足を運んでいただいて、何とか工事期間内にできるようにならないか、もう一度ご努力をいただくようなことをお

願いしてもよろしいですか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 私どもといたしましては、今のところ最善を尽くしているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） わかりました。最善は尽くしているということで、了解をしたいと思っております。

最後になりますが、③市道幹Ⅱ-15号線、JR踏切ですか、通称南郷屋踏切というわけですが、この踏切について、JRと調整をしながら協議を進めるという答弁ですよね。現時点では、その調整の状況、どの辺の状況になっているのか、相当進んでいるのではないかと私は思っているのですが、ご説明できる範囲でお答えいただけますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） JRにおきましては、踏切の拡張工事とか、そういったものを実施する場合は、隣接の踏切とか、そういったものを廃止とか、そういったことが条件になってまいります。そういったことで、隣接する第一山中踏切ですか、そこを廃止するというようなことで、地域の方々と大体了解を得るような状況になりましたので、JRとの協議につきましては、平成19年度、来年度、最終的な協議をしまして、20年には工事の着手をしたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 24番、植木弘行君。

○24番（植木弘行君） ありがとうございます。この踏切ができますと、多くの人が助かると思います。特に新南、石林、下永田1区、この辺までの方が長寿センターに行く、あるいは西那須野、

高柳の体育施設ですか、運動公園、こういったところへ多くの方があの道を利用するわけでございます。

したがいまして、現状で言いますと、現状は踏切前はセンターラインがあり、両サイドが走れる道路になっていますが、踏切の部分だけが1台の車両しか通れないと、こういう状況になってございますね。それと踏切を南側から渡りますと、すぐに道路がありますね、町内の方から槻沢の方へ抜ける道路でございますが。これは中が10mぐらいしかない。

したがいまして、交差点があり、踏切があり、非常に危険であり、混雑する。そういった状況のところの1台しか通れない踏切、早急に整備をしていただきたいという意味でこの質問をさせていただきました。19年度にJRと話を詰めて、20年度あたりに実施したいと、こういう答弁でございますので、大変うれしい答弁をいただいて、私も喜びいっぱいでございます。

ぜひこのように実施できますように、心からお願いを申し上げ、私の一般質問をすべて終了したいと思います。

○議長（高久武男君） 以上で、24番、植木弘行君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 平山啓子君

○議長（高久武男君） 次に、10番、平山啓子君。

〔10番 平山啓子君登壇〕

○10番（平山啓子君） 議席番号10番、平山啓子でございます。

2項目ほど質問させていただきます。

1つ、教育行政について。

今、日本でも、世界でも、教育の行き詰まりが深刻です。今の小中学生は大人が想像する以上に感受性が強く、感情を表現する能力がつかないと思われまます。携帯やパソコンを通して、人間関係は見えにくくなり、複雑になっています。いじめでも、心の内部に潜んで、外から見えにくいものもあります。こうした状況では、学校の中で解決できることは限られております。まず親が敏感に子供のシグナルに気づいて、子供だけで解決できないのなら、一緒に行動する姿勢をとることも大事でしょう。地域の中で共働きもふえ、大人の姿が極端に見えにくくなっております。

犯罪が起こりにくい町は、街角のたばこ屋のおばさんや散歩する高齢者の目があり、何かあればみんなが助けるという雰囲気があります。今は人は自分の生活と時間に追われ、そういう状況ではありません。子供の人間関係のトラブルや問題を解決するためには、大人、教師のかかわりが強く求められております。子供だけに判断をゆだねていけば、行き着くところまで行ってしまいます。問題があれば先生に相談するとか、関係者の親で協議するとか、大人の的確な判断が必要でしょう。

保護者の方々も各家庭で子供の教育に責任を持つ自覚が必要ではないでしょうか。子供を信頼し、また子供の短所も認め、子供同士でトラブルがあった場合でも、相手と誠実に話すことが必要です。うちの子に限ってという態度では何も解決しません。育児は自分を育てる「育自」でもあり、親も

子供と一緒に成長していくことが重要と思われます。最初からみんなが理想的な親ではあり得ません。だからこそ社会とのかかわりの中で、自分も親になる努力を継続する必要があるのではないのでしょうか。これからの子供たちには画一的な教育、学習指導要領よりも、もっと生きた情報や知恵、現場での体験が求められていると思います。

そこで、中学2年生を対象とした人づくり教育、マイ・チャレンジ事業についてお伺いいたします。

①協力事業所の受け入れは足りているか、お伺いいたします。

②事業所までの生徒の安全保障と現場での安全確保はどうか、お伺いします。

③チャレンジ事業を通しての効果と今後の課題及び取り組みをお伺いいたします。

④参加できない生徒への対応をお伺いいたします。

大きい2として、快適で潤いのあるまちづくりについて。

(1)生活バス路線の充実についてお伺いいたします。

通勤、通学や通院、買い物など、地域住民の生活の足として重要な役割を果たしているバス、今、過疎地を中心に路線バスの廃止が相次ぐ一方、少子高齢化や都市構造の変化に対応しようと、地域を走るバスの姿に変化が生じてきています。10月からはコミュニティバスや乗り合いタクシーなど、新しい輸送サービスの普及を促進する改正道路運送法が施行され、柔軟な運賃設定や道路の新設、変更など、バス事業者の創意工夫で多様なサービスを提供できる環境も整ってきております。

(1)の9月定例会の代表質問におきまして、齋藤議員、また今までにも何人かの議員から質問があ

りましたが、明年4月スタートに向けてのパブリックコメント、市営バス懇話会との調整も固まったと思いますので、そのバス路線の見直しの進捗状況をお伺いいたします。

②8月21日から9月20日まで、パブリックコメントが開催されました。また、それと懇話会による会議内容は市民に十分に公開されているのでしょうか。

また、今までの市政懇談会などを通して、市民の声は計画に十分に生かされているかどうか、お伺いいたします。

(2)交通不便地域についてお伺いいたします。

たまたまきのうの下野新聞に出ていましたけれども、那須烏山市はやはり市営バスの普及がかなりおこなわれているということで、基本路線以外でも、利用者がいれば迂回するサービスを行うデマンドバスの導入を2007年度をめどに前向きに検討するという記事が載っておりました。

そこで、本市におきましても、①デマンド交通システムの導入について、本市の取り組みをお伺いいたします。

②デマンド交通のシステムの導入に当たり、利用者のニーズ調査の実施についてお伺いいたします。

以上2項目ほどお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 10番、平山啓子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは2の快適で潤いのあるまちづくりについてのバス路線についてお答えをいたします。

まず、生活バス路線の運行開始時期についてありますが、これまで、来年4月の運行開始を目

指してきましたが、今般の道路運送法の改正などの事情によりまして計画がおくられてきており、現在は来年10月の運行開始を目標として作業を進めております。

作業の進捗状況につきましては、平成17年10月から市営バス路線庁内研究会や懇話会での検討の結果を踏まえ、これまでにパブリックコメント募集の手続を経て、最終的な運行計画の策定段階に入っております。

運行計画策定後、道路運送法の改正に伴う生活バスの運行方法の決定や関係機関等との調整、運行事業者の選考等を行っていくこととなっております。

パブリックコメントと懇話会の会議の内容の公開及び市民意見の計画への反映についてのご質問についてお答えをいたします。

パブリックコメントに対する市民の考え方につきましては、12月20日号の広報紙に概要を記載するとともに、市ホームページに全体を記載する予定となっております。

懇話会の会議内容につきましては、現在、ホームページ等での記載をしておりますが、その情報については、市の情報公開条例に基づいて公開をすることとなっております。

また、市民意見の反映ということですが、これまで3,000世帯を対象としたアンケート調査や市内3地区において、老人クラブ、婦人会、PTA、自治会等の代表からのヒアリングを実施して、計画策定のための参考としており、パブリックコメントとして寄せられた意見についても、計画に反映できるものについては取り組んでまいりたいと思います。

交通不便地域についてのデマンド交通システムの導入については、今年度、9月定例議会において、未来21の会派代表質問にお答えしたとおりで

ありますが、今回の生活バス路線の検討に当たっては、バスによる定時・定路線での運行を基本とし、できる限り利便性の高い路線となるよう作業を進めてまいりました。

デマンド方式による交通システムにつきましては、今後、関係機関との調整を図りながら研究をしてみたいと考えております。

次に、利用者ニーズ調査の実施についてお答えをいたします。

これまで市民アンケートやヒアリングを実施し、ニーズの把握を行ってまいりましたが、運行開始後につきましても、運行状況の把握・分析、あわせて利用者等の要望の把握を行いながら、利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私からは教育行政についてお答えいたします。

初めに、事業所の受け入れは足りているかということについてであります。マイ・チャレンジ推進事業受け入れ可能な事業所につきましては、教育委員会で作成したリストを市内各中学校に配付しております。各中学校では新たに受け入れ可能な事業所を開拓する努力もしていますので、事業所の受け入れはおおむね足りているものと理解しております。

次に、事業所までの生徒の安全保障と現場での安全確保についてであります。マイ・チャレンジ期間中、生徒は自転車や徒歩、公共交通機関、保護者の車等で事業所に通いますので、生徒への事前指導はもちろん、送迎する保護者に対しても安全確保をお願いしております。

現場での安全確保につきましても、事前に事業所と綿密に連絡をとり、現場での注意事項、緊急

時の連絡等の指導を徹底しております。

また、各中学校は、教職員が分担して巡回指導をしておりますし、市費により生徒は賠償責任保険や傷害保険に加入し、不測の事態にも備えております。

3番目の効果と今後の課題及びその取り組みについてお答えいたします。

生徒は、マイ・チャレンジ活動を通して、あいさつや言葉遣い、時間を守ることなど、社会人として必要な基本的なマナーを体験的に学ぶことができ、望ましい勤労観や職業観もはぐくまれております。

また、学校と家庭、学校と地域社会の連携が深まっているという成果も学校から報告されております。

本市で進めている人づくり教育を支える社会力の向上に向けまして、マイ・チャレンジ推進事業は重要な施策であると考えており、学校の主体性を尊重しながら活動の推進を支援していきたいと考えております。

課題につきましては、中学校区内に事業所が少ない地域もあり、通う事業所が遠距離になってしまうことが挙げられます。

次に、参加できない生徒への対応についてですが、不登校の生徒がマイ・チャレンジに参加できないという現状がございます。この活動に代替するものとして、自宅や保護者の実家での手伝い、児童生徒サポートセンターと連携・協力して、学校での奉仕活動等に取り組みさせるなど、さまざまな工夫をして対応しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） それではまず、教育行政の方から再質問させていただきます。

マイ・チャレンジ推進事業なんですけれども、

旧塩原、旧西那須野町、黒磯市において、各事業所の件数をできましたらお願いします。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 学校別で申し上げさせていただきます。

旧塩原町でございますが、箒根中学校では26事業所、それから塩原中学校は15事業所、個人もでございます。それから旧西那須野町、西那須野中学校が71事業所及び個人でございます。それから三島中学校であります、87事業所及び個人が対象になってございます。

以上でございます。

〔「全部……」と言う人あり〕

○教育長（渡辺民彦君） ほかの学校も全部でございますか。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 要するに塩原では幾つ、西那須野では幾つというのをちょっと知りたかったものですから。黒磯ではおおむねどのぐらいでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 黒磯地区は学校数が多いものですから、学校数、トータルはちょっと集計してございませんが、学校別にちょっと申し上げますと、黒磯中学が36事業所、それから黒磯北中が47事業所でございます。それから厚崎中学校が、ちょっと事業所の数を今確認してございますので。それから日新中学校が50事業所、それから東那須野中学校が43事業所、それから高林中学校が14事業所になってございます。厚崎中学校については122事業所。集計していないで申しわけないんですが、学校別に申し上げさせていただきました。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

それで、まずは協力事業所に教育委員会の方から協力をお願いしますかというのをいただいて、そして教育委員会で吸い上げて、それを各学校に割り振るという形なんですね。それを学校が受けて、今度は子供たちが希望する仕事というか、そういう興味がある事業所に子供たちが、先生と一緒に選んでしょうけれども、やはり最初に教育委員会で吸い上げて、それを各学校に割り振るという形なんですね。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教育委員会で事業者の一覧表をつくりまして、それを学校に提示するということです。各学校では校区推進委員会という関係者のこの事業の推進の組織をつくりまして、協議をして具体的に事業者を決めていくという形になってございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） そうすると、教育委員会で、例えばこの事業所には子供は向かないなど言っってはねっちゃうとか、そういうのはございませんね。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） できるだけ子供は班別体験になっておりまして、三、四人1組、1班ということで、個別に体験といういろいろな事故等も心配されますので、班別体験が核になってございます。

ですから、それで班をどういうふうに編成しているかということについては、ちょっと詳しく承知しておりませんが、できるだけ子供に合った体験ができるように、学校では班編成をしていると思います。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） そうすると、子供たちは

やはり関心があるのはサービス業とか、コンビニ、保育所・幼稚園、お花屋さんとか、いろいろありますけれども、こちらで例えば希望して受け取りというか、受け皿が拒否された例なんかは、こちらで例えば子供が、やはり中学2年生となると、いろいろな面でやはりこっちが思っている以上に関心があると思うんです。そこで、例えば警察署とか、裁判所なんかを希望した場合に、極端な話なんですけれども、それを拒否されるとか、そのようなことはございましたのでしょうか。

あと、人数が固まった場合には、それはくじ引きとか、じゃんけんで決めるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） それぞれ学校で校区推進委員会を組織しておりまして、そこから例えば地域の代表者、例えば商工会長さんとか、学区の区長代表さんとか、公民館長さんとか、それからPTA、学校側、いろいろな立場から委員が集まりまして、そのどういう職場、それから体験がふさわしいかということを検討して決めておりますので、個人の希望あるいは業者側からぜひと言って、それに該当者がいないということもあろうと思いますが、中学2年生が対象ですので、中学2年生にふさわしい職場体験ということで決められておると思います。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 2番の安全確保ということで、保険に入っていて、親御さんが送り迎えとかありますけれども、今までにそのような事故なんかはありませんでしたか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 軽いけが等はございました。この点が一番心配されるところでございます。学校から校外に出たの体験ということで、事故が大変心配されますが、貴重な社会体験ですので、

できるだけ注意をして、安全に配慮しながら進めていると。今までのところ大きな事故はなくて済んでございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） また、効果として、今まで両親とも話さなかったのが、これを契機に少しでも会話が進んだとか、そのような社会人としてのマナーが少しでもわかってきたというような効果も出ているところでありますけれども、今後の課題として、ご父兄の方からのいろいろな意見なんかはありますでしょうか。例えば1週間ぶっ通しで外に出ているわけですから、授業が足りなくて心配だとか、そのような意見なんかはどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 今のところ、非常に前向きな意見が学校側に寄せられております。これは県が推奨して始めた事業なんですね。それで、県の推奨した期間というのは、終了した後に、本市では継続して実施しているわけですが、大人の職場での様子というものを体験的に学ぶということで、私はぜひ継続していきたいと、ここから学ぶ点は非常に大きいと、こう思っておりますので、保護者の方は事故等についての心配がまずあると思えますけれども、できるだけそういうふうにならないように、体験の成果を今後に生かしていきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） あるお母さんからちょっと寄せられた声なんですけれども、やはり各学校によって、事業所の選定ですか、それを、できればうちに帰ってきて、この中からこういうのがあって、ここへ行きたいとか、親子で選べるというような、そういうお知らせはないのかしらねということで、これは各学校によっていろいろな取り

組み方が違うのかしらというような声も、子供と一緒に選びたいようなことも言っていましたけれども、これはやはり学校によってばらつきがあるわけですか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 十分承知してございますが、限られた事業所というか、協力していただける事業所を対象にして、子供たちの班編成をして、そしておおむね希望するところに出向いて体験をしていると、そういうふうにとめておりますが、保護者と子供が相談して、そして望ましい職場の体験ができるようにしていくということは理想的なことでありますので、今後、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 各事業所に各担当の先生が出向いて、写真を撮ったり、先生も大変だなという姿も見られますけれども、この終了後に各学校の担当をなされた先生方の情報交換とか、来年に向けてとか、そのような意見交換なんかはあるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） まず子供たちの体験の記録、反省、そういうものがまとめられて報告されてございます。

それから、学校内で校区推進委員会というものを通して、それぞれ当年度の反省がまとめられていると、そういうふうにとめております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 学校同士の先生方の交流というのは特別なと受けとめてよろしいですね。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 学校単位で、校区というのは学校の「校」でありますので、学校単位で進められておるといふ現状でございます。

ただ、体験の場所が実は、大田原市の市内の子供が那須塩原市に來たり、那須町の子供が來たり、職場で市外の生徒が体験していると。そういう状況もございまして、なかなか子供たちの体験にふさわしい場所というものの選考ですか、そういう事前の準備が重要になっていくと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） それでは、月曜日から金曜日までのわずかな5日間で、中には職種によっては、2日間という、何か自衛隊に参加したという子もいたと聞いていますけれども、短い職場体験を通して、学校ではやはり学ぶことができないことに子供たちが挑戦し、興味を持って、さらに一人一人が何かを感じて、今後の自分の生き方などを少しでも見つめることができる貴重な時間であると思えます。

それで、これは一つお聞きしたいのですけれども、教育委員会の皆様は子供たちの現場には直接お邪魔はしていませんか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 指導主事が中心に巡回して、現場を見させていただいていると。実は、市役所にも体験に参っておりまして、教育委員会での体験に來る子供たちもおって、身近に子供たちに触れることができでございます。

いろいろな職場での声も聞くわけですが、一部、やはり評判を落とす職場もあるようでありまして、いろいろな角度から大人に学ぶ、社会に学ぶ、そういうことができていると思っております。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

では、今後のやはり取り組みとして、ただ総合学習の一貫だから、実施した、後はいいやではなくして、その後が何でも大事だと思うんです。や

はり今も教育長がおっしゃられたように、やはりいろいろな面で貴重な体験の時間なので、ぜひとも今後続けてやっていっていただきたいと思えます。

◇

◎答弁の訂正

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 先ほどの答弁で訂正を申し上げたいと思えます。

厚崎中の事業所数ですが、122と申し上げましたが、64の誤りでありましたので、訂正をお願いしたいと思います。大変失礼しました。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 2項目めの路線バスについてお伺いいたします。

これはやはりかなり地域の方のご要望が強いと思えます。それで、4月から前期の見直しということで、6路線のサービスの見直した必要性の高いルートの新規導入ということで、見直しをされていたと思うんですけれども、この間は、前回9月に齋藤議員がやってからちょっとたつんですけども、それから今までの懇話会の会議とか、それは1回も持っていなかったのですか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

懇話会の会議の日程のやつは、記録をちょっと持っていないので、後か前かちょっと記憶に乏しいわけですが、参考までに言えば、来週の月曜日がおおむね最後のまとめの回になり、そ

の間パブリックコメント等の内容につきまして、内部で調整してきたということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 私たちはやはり地域を歩いて、市民の皆様の声を届けるという立場にもあります。それでやはり不自由をかけている方なのに、やはり4月まで待ってね、できるからというようなお答えをしているわけなんですけれども、今のご答弁で、10月に運行予定ということでありましたけれども、おくれた理由はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、またご質問の中にも出てまいりましたが、道路運送法の改正が10月にごございました。その辺の整合性がとれないと。というのは、黒磯地区と塩原地区の道路運送法の条文でいいますと、21条と80条という条文で運行しているんですが、21条が、ちょっと専門的で申しわけないんですが、4条に統合されて、その辺のどちらでやっていこうかとかという議論の中で調整ができなかったということで、拙速に4月に持っていったのは、今度は市民への周知の時間もとれないという、あと業者の委託方法も、よりよいものにしないと経費がどんどんかかってしまうということもありまして、時間がおくれているということで、おくれたことに対しては、非常に申しわけないとは思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） わかりました。

どの程度の6路線の見直しとかなされているか、お伺いします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） まず、旧路線の6路線の関係につきましては、以前にもお答えをいたしておりますけれども、いろいろな希望がある関係上、何路線も本当はふやさないと対応できないんですけれども、例えば塩原の路線で、一般的には通勤通学を中心に使っている時間帯、朝夕というふうになりますが、それは現状の路線のまま走って、昼間大変ご批判をいただいて、空気を運んでいるのが見受けられるという話をいただいて、私どもも耳の痛い話で何とかしなくちゃならないと思っているわけですが、その昼間のあいている路線を違う方の路線に例外的に回して、対応していくことができないかということで、そういうものがあります。

また、黒磯地区も塩原地区も同じですけれども、最寄りの駅に行かない路線が何路線かあります。ですから、塩原ですと、西那須野駅までつないでいただければもう少し利便性があるのではないかと。湯宮線等が那須塩原駅につながればというようなご意見等もありまして、その辺を駅にまでつなげば、それから公共交通機関でまた移動できるということで利便性が高まると。その辺の計画内容になっています。

新規路線につきましては、以前にもお答えしたとおりの内容で、各西那須野駅から那須塩原、黒磯間を結んで、その中で学校なり、各公共施設、病院等を回っていくというようなルートで新規路線は検討しております。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはり1日も早い運行を望んでおります。

ここで、参考なんですけれども、先ほどもちょっと間違ってますみませんでした。今も部長がおつ

しゃったように、通勤通学のときはどうしてもやはりどの路線も利用者が多い。しかし、昼間はほとんどがらで走っている。だからこそデマンド交通システムが今回見直されて、各自治体でもかなり利用がされているということですね。

国土交通省の調査によりますと、コミュニティバスや乗合タクシーが、2005年の検査なんですけれども、既に914の市町村で運行されているということなんです。先ほども言いましたけれども、那須烏山市もかなり朝と夕方以外に昼間がどうしても利用が少ないと。それで何としてでも住民からの声で、基本路線以外でも利用者がいけば迂回するサービスを行うデマンドバスの導入を本当に前向きに検討する、来年の2007年度中に本当に運行予定ということで、住民の方は大変喜ばれると思うんですけれども、これはお隣の大田原市の例を挙げますと、高齢者等の外出支援事業というのがありまして、ここも黒羽、湯津上と合併して、やはりどうしても山間部というのが多いということで、やはりこれも65歳以上の一人暮らしの高齢者が、または居宅の要支援の被保険者に対しての、これは病院等の医療機関にのみ適用ということなんですけれども、送迎、それから乗降時の介助ということで、これも民間のタクシーに、事業者に委託して、現在片道300円で本当に喜ばれている。でも、台数が4台限りなので、かなり利用者が多いということで、利用者のこれからの増大を見越して、申請ができれば、居宅介護施設の事業所もこれからは受け付けるということで、これも皆さんに大変喜ばれているということです。

また、これは違うところなんですけれども、福島県なんですけれども、ここは商工会が主体になっていて、これは既存のタクシーを乗り合い方式で活用している例なんですけれども、利用者をやはり自宅の玄関から目的地の入り口まで低料金で

送り届ける。電話があったときだけ運行するので、経費が削減されるということで、これもこれからは高齢者に向かって、路線バス以外にやはりご不自由を来している、どうしても車じゃないと生活できないという地域がたくさんありますね。そういうところにとっては、本当にすばらしい政策だと思います。

しかし、ほかでやっつけていいから、じゃ我が那須塩原もどうかというと、それは各地域の実情を十分に反映したものにするためには、やはりいろいろな実験とか、利用者のニーズの把握とか、事前の十分な準備が必要と思われるんですけども、ニーズ調査なんかとか、また実験の必要性で関係機関に呼びかけるとか、そういうような働きはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをさせていただきます。

基本的には我々も、今、議員にご質問をいただいた交通形態につきましては、十分承知をしているつもりでございます。先進例等につきましても、議会の方からもご質問があった内容等については確認をさせていただいておりますし、それぞれの特色があり、利便性もあるというふうに思っています。

基本的に言いますと、市長も答弁しましたように、今回は定時・定路線をやる。それはそれで必ず同じ時間に同じ路線を走ってくるという市民の利用の利便性があるわけです。デマンドバスにつきましては、申し込みによってコースが変更になると。申し込みをしない人は待っていても困るわけになりますから、必ず申し込み方式になってしまうというのがあります。

または、定時路線のバスはそのままで、ほかにデマンドバスなり、タクシーなりを走らせれば、

運行経費がそれだけまた1路線、下手をすると2,000万円程度かかるというふうに聞いておりますけれども、ふやせばふやす分だけお金はもちろんかかってきます。その辺の費用対効果の検証もしなくちゃならないということもございまして、今回はまずは生活路線バスの既存のルートなり、運行方法の改正と申しますか、改革、それから新規路線を、これは3市町の合併に伴っての融和策と申しますか、横の連携を深めようということで、新規路線を1路線入れたりとというような流れで検討させていただいています。

ですから、その後の段階で、市民の状況なり、または新しい方式の希望等なりを調査して、めど的には多分新しい方式を入れれば、5年程度は拘束されると思います。バスを導入すれば、最低5年ぐらい使わなければ民間ではやっていただけませんので、5年程度は拘束されるのかなとは思っておりますけれども、その辺の中期的なレベルで、新たなものについては検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはりこれから高齢化社会に向けて、車の運転はせいぜい80歳ぐらいまでしか運転できないとか、そういうのはあります。とにかく生活バス路線から離れた不便地域の方々への対応というのがこれから非常に重要だと思われれます。どうしてもやはりお医者さんに行くにも、みんな家族の若い人たちはお勤めしていて、やはり足がないと。路線バスの停留所まで行けない。そういう人たちがやはりいろいろお隣の力をお借りしたりするんですけども、そこで便利な予約制のデマンド式のバスがあれば、やはりいろいろなところへ行けるといふことですね。やはり車がないと生活が成り立た

ない地域がかなりふえてくると思うんです。

私たちは合併してよいよ2年を迎えます。やはりどうしてもいろいろなデメリットばかり多くて、合併したメリットがないというふうに一応ご批判を受けますけれども、やはり市民というのはいろいろな面で、税金も上がった、いろいろ上がった、しかし合併したから、ああ、これはよくなったというような目に見える形としてあらわれるメリットをやはり市民は望んでいるのではないかと思います。やはりいろいろな今のデマンドのバスじゃないですけども、全国各地の成功例に、我が那須塩原市もぜひ実現に向けて頑張っていたきたいと強く要望するのですけれども、この点について、ぜひ市長のお考えをお伺いします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 今、全国のいろいろな事例を考えてよりよい方法で、そういう形ということでございます。十分その点については理解をしておるところでもございます。しかし、現実的に今、私ども、ちょっと先ほど、実は東野バスの西那須野・大田原線が赤字になったという話を聞いております。今まではドル箱だといううわさがあったところでございますけれども、そういうものがなぜそういう形に陥るのかと。当然通学バスとしての役目、通勤バスとしての役目を十分果たしてこれまでできておったものが、赤字路線になったという話を伺ったところでございます。

市の行政で、大田原では西那須野まで乗り入れるバスを私どもが認可いたしまして、走らせることにしました。平行した路線が2つあります。利用者は安い方を利用するということになりますと、当然企業でやっておる方の高いバスは乗らないというのが人間感情として生まれてくるのは当たり前だというふうに私は思っております。当然、赤字が出ますと、行政は路線を維持するために赤字

の負担を強いられるという部分もございます。さまざまな角度から検討しながら、やはりやっていかなければならないというふうに思っております。

平山議員さんがおっしゃるのも十分理解しますが、現実としては、そういう話も出てきてしまうということで、路線バスが最後には廃止になってしまうという形にまた逆戻りをしてしまうという部分もございますので、十分検討しながら、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） ありがとうございます。

やはり地域の実情を十分に把握して、反映したのに対して、やはりこれから高齢者に対して、少しでも優しい思いやりのある施策を一日も早く実行していただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で、10番、平山啓子君の市政一般質問を終了いたしました。

◇ 早乙女 順子 君

○議長（高久武男君） 次に、12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） ただいまから2006年12月議会の市政一般質問を行います。

きょうは12月8日です。今から66年前の1941年12月8日は大東亜戦争開戦の日です。日本軍が真珠湾を攻撃し、アメリカに宣戦布告した日です。この日に一般質問をするのは二度目となります。12月8日に最初に一般質問をしたのは、私が黒磯市議1期目のときでした。一般質問を始める前に、二度と戦争という過ちを起こさないために、努力

しなくてはならないことを述べた記憶があります。そのときはまさか戦争へ加担した戦前の教育、そのことを反省し、戦後制定された教育基本法、その教育基本法が改悪される時代が来るとはとても予想できませんでした。そして、戦争への道を開こうとする時代を憂いて一般質問をすることになろうとも思いませんでした。

私は、戦後、広島に原爆が落とされた6年後の8月6日に生を受けました。私の誕生日の朝、テレビでは必ず広島の平和追悼集会在映し出され、平和への誓いがなされます。その意味がわかるようになってから、私は平和な時代に生まれた幸せを感じると同時に、戦争の恐ろしさを知るのです。私は戦争をとめられるのは、子供を思う母であり、女性であると単純に思いました。平和や人権に関する事柄には、積極的に妥協せず、主張してきました。

亡くなった市川房枝さんが、権利の上に眠るなとよく言われました。市川さんたち先輩の女性たちが参政権を勝ち得て、その結果、私は議員となっているのだと思っています。平和がもたらした権利だとも思っています。だから平和を守る努力を怠りません。戦争の準備となる国民保護計画に関するすべての議案に、1人でも反対しました。女性が政治にかかわり、平和な社会を維持するのだと純粋に思っていました。戦争の名のもと、男性がお国のために人殺しに出て行く、その銃後の守りを女性がする。そんな時代にはさせたくないとの思いがあります。

現在は平和憲法に守られ、憲法と同様の理念を持った教育基本法に支えられ、平和が保たれています。その教育基本法が改悪されそうです。お国のために死に行く国民を育てた教育勅語の世界に逆戻りさせようとしています。

永久戦犯の容疑者となり、戦後首相となった岸

信介氏を祖父に持つ安倍総理が、再び戦争への道を開こうとしています。安倍総理は、二言目には美しい日本と言いますが、その美しいという言葉ばかりで、恐ろしい国にしようとしていることを覆い隠そうとしています。世界じゅうで戦争を起こしているアメリカの戦争に協力した小泉政権、安倍政権は平和憲法さえ変えようとしています。人を殺すことになる戦争はどのような形であっても嫌です。教育基本法の改正の次に来るのは、憲法改正、徴兵制です。子供を産み育て、その子が親となり、その子の将来を心配する時代が来ることがわかっていたら、こんな時代になるなら子供を産まなかったのに。我が子だけでなく、すべての子供たちに対して大人の責任を感じています。

戦争を知らない世代の私たちは、平和の恵みを一身に受けた世代です。だから平和のとうとさを伝えなくてはならないと思っています。日本は憲法を改正して、アメリカの戦争に加担するのではなく、世界で戦争がなくなるように、平和憲法の本質を伝えることです。平和憲法の理想を常に掲げて、世界の現実を理想に近づけさせるのです。核の脅威を理由に理想を投げ出しそうになっているかもしれません。理想を投げ出しはけません。被爆国日本だからこそ毅然と核廃絶を訴えられるのです。

早乙女は何を心配しているのだと思っている人もいることでしょう。しかし、さきの大戦も、今のように教育を変え、物を言う国民を封じ込め、大政翼賛体制を確立して、戦争への道を突き進んだのです。そのときと政治状況はそっくりです。心配しない人は平和にならされてしまったのでしょうか。平和は不断の努力なくしては成り立たないのです。その平和への努力をする人が今とても少なくなっています。すべてに優先するのが平和です。戦争では障害者や女性の人権は守られませ

ん。男性は人権を奪われ、人権侵害の加害者にされます。これから質問することになっている障害者福祉も、女性施策も、すべて平和な社会だからこそ意味を持ちます。平和な時代が続くことを願った上で、市政一般質問を始めます。

まず、首都機能移転について質問いたします。

首都機能移転誘致運動収束についてお聞きいたします。

福田知事は、首都機能関連予算を大幅に削減し、誘致運動を収束させることも今後の選択肢の一つであるとの考えを示したとの報道がありました。那須塩原市としても誘致運動を収束すべきと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、2、今後の那須塩原市の組織機構の見直しについてお聞きいたします。

まず、組織機構の見直しの進捗状況について質問いたします。平成18年4月1日から実施した組織機構の見直しは、大枠では総合支所方式により事務事業の効率化を図る体制を構築するとの基本的な考えのもと行われ、一部に見直しをしたに過ぎません。3支所のそれぞれの課に課長がいて、旧市町村の今までやり方を踏襲している上に、総合支所方式を変えずに調整班だけをなくすといったことをしたことで、旧3市町のサービスの違いを温存させ、サービスの平準化の弊害となっているのではないのでしょうか。

また、合併の効果となるはずの質の向上につながっていないことが現状のように思えます。この状態は行政効率上も好ましいことと思えませんが、今後どのように改革するつもりなのでしょうか。

質問通告後、総務教育常任委員会の協議会の場で、組織機構改革方針が示されました。その方針の中で、改革の基本項目1、総合支所方式を廃止し、本庁方式とする。ただし、庁舎は分庁とする。2、市民サービスの向上のため、窓口業務の充実

を図る。3、幹事課の役割を再検討し、事務分掌の明確化を図るとありましたが、改革の前提となる課題については述べていませんでした。現在の課題を分析しなくては改善につながらないと思います。

そこでお聞きいたします。

平成20年度の組織機構見直しへ向けて明らかになった課題、現在の組織機構の問題はどこにありますか。

次に、通告では見直しの進捗状況を伺うことになっていましたが、改革の方針が決まったばかりで、内容の検討はこれからということでしょうか。進捗状況のかわりに、組織機構改革方針を出すまでのプロセスをお聞かせください。

続けて、組織機構の見直しと3支所のサービスの平準化、質の向上についてお聞きいたします。福祉に関する相談に対して、西那須野支所では対応できないことがあると市民から投書がありました。この投書は、合併で西那須野が支所となったので対応できなくなったと思ったようです。もともと西那須野町は、町なので、福祉事務所が設置されていなかったのが、窓口ですべてが対応できる状態ではなかったのですが、合併してもその状態が続いていたのでしょうか。合併以前の西那須野のままなのでしょうか。市民は西那須野は合併で支所となったので、一々黒磯の本庁に問い合わせなくては対応できなくなったと思ったようです。つまり合併したので、西那須野の支所も以前の対応のままではなく、黒磯支所と同じように対応が期待されているということでしょうか。

そこでお聞きいたします。

現在、福祉課の窓口で、本庁のある黒磯支所と西那須野支所で対応できる内容に実際どのような違いがありますか。

また、総合支所方式にこだわりながら、窓口の

対応に差があったのはなぜでしょうか。その原因をお聞かせください。

市民はたらい回しにされない、きちんと相談ができる窓口を期待しています。平成20年度を目途に行う組織機構の見直しは、3支所の平準化とサービスの質の向上を図れるものとなるのでしょうか。機構見直しの理念を伺います。

次に、男女平等政策についてお聞きいたします。

まず、男女共同参画推進条例について質問いたします。

通告書には「参画」の文字が抜けていますので、「男女共同参画」と読みかえてください。

男女共同参画推進条例案を策定するため、公募委員を加えた男女共同参画懇話会、庁内会議としての男女共同参画推進本部幹事会、市民課からのパブリックコメントなど仕掛けをしました。それぞれの役割の違いがあると思われませんが、その違いがどう生かされているのか、伺います。

続けて、男女共同参画行動計画についてお聞きいたします。

男女共同参画行動計画と銘打っていますが、行動計画案の具体的な実施計画や目標値を見る限りでは、男女平等への政策誘導が弱いと思われれます。その原因は、全庁的な協力が不十分であるからではないでしょうか。そこで、全庁的な政策推進に関して、市長のリーダーシップが期待されます。全庁的な男女平等政策推進に関する取り組みに対して、市長の見解をお聞かせください。

次に、4番目の質問に移ります。

指定管理者制度導入後の運営状況についてお聞きいたします。

最近、指定管理者に運営を任せられた施設について、市民から管理運営に関しての問い合わせがありました。そこで、指定管理者による運営状況について質問いたします。

指定管理者による施設運営の実態把握はなされていますか。指定管理者に運営が任された施設に対する市民の評判はどうでしょうか。サービスの質が向上した事例はありますか。運営上問題が起きている事例はありませんか。

以上の点に対して、まずお答えください。

次に、具体的な事例となりますが、シニアセンターの運営状況についてお聞きいたします。

指定管理者と市との施設運営上の連携はされていますか。指定管理者の選定条件に「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること」とありますが、シニアセンターの運営状況は、この条件を満たしていたと言えますか。

続けて、那珂川河畔運動公園の運営状況についてお聞きいたします。

指定管理者になって、芝刈り、除草など、今までよりていねいでないとの声がありますが、採算性を求めるあまり、管理の質が落ちているということはありませんか。実態をお聞きいたします。採算性を求めるあまり、サービスの質が低下することがないように、サービスの質の評価を考えることも必要ではないでしょうか。まず初めに、来年度、サービスの質の評価としての利用者満足度の調査を実施してはいかがでしょうか。

次に、5番、障害者自立支援法についてお聞きいたします。

まず、障害者自立支援法施行後の影響についてからお聞きいたします。

支援費制度では、応能負担であったものが、障害者自立支援法では、応益負担の考え方が導入され、サービス利用料が原則1割となりました。そのため、利用を控えたり、退所する人がふえているのではないのでしょうか。

また、県内の施設で報酬が減り、閉鎖やサービスの内容を見直すところも出ています。障害者自

立支援法施行後の那須塩原市の実態をお聞かせください。

次に、自立支援法の影響で、佐野市にある精神障害者を支援するグループホームが閉鎖されるとの報道がありましたが、本市の障害者のグループホームは自立支援法の影響で困っていないでしょうか。その他の入所施設、通所施設の運営への影響の実態をお聞かせください。

地域活動支援センター事業として4つの作業所では利用料は無料となっているとのことですが、それ以外の通所授産施設では作業賃金より利用料の負担の方が大きくなり、通所を控えるケースは出てはいませんか。実態を把握しておりますでしょうか。この問題に対して市の見解を伺います。

次に、利用者負担の軽減策についてお聞きいたします。

さすがに自民党でさえ、国の制度は利用抑制に走り過ぎると軽減策を提案するありさまですから、いかに障害者や家族、事業者を困らせているかがうかがえます。法律による低所得者に配慮した軽減策だけでは不十分と思いますが、その不十分と思える事例はどのような状態のものか伺います。

最後に、地域生活支援事業についてお聞きいたします。

地域生活支援事業が新たに創設されましたが、この事業の相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付等移動支援、地域活動支援など必須とされている事業の具体的内容の現在の利用状況を伺います。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君）　ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩　午後　零時10分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、早乙女順子君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 12番、早乙女順子議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、1の首都機能移転についてをお答えいたします。

首都機能移転につきまして、去る11月20日に本市議会の議員の皆さんを初め、他地区議員の皆さんとともに知事から直接話を伺う機会がありました。この席上、知事は国会等移転に関する厳しい現状認識を示した上で、移転先候補地の中で最も評価の高い本地域が真っ先に旗をおろすことが得策なのかどうか、慎重に検討しなければならないという見解を示しました。

さらに、今後の取り組みについては、今までどおりの全面的な移転を進める、また危機管理的な機能を含むものと思われませんが、官邸機能の一部移転を進める、情報収集のみを行うという3つの選択肢を挙げ、共同で取り組んでおります福島県の佐藤新知事とも協議した上で、早目に方向を示していきたいとのことでありました。

市といたしましても、国会等移転を取り巻く昨今の状況は十分に認識しており、現在は市民の皆様への情報提供を中心とした取り組みを行っているところであります。

今後の取り組みにつきましては、これまで連携して取り組んできた議会や市民会議、那須地域の各自治体や県などとも協議をして、また国の動向

も十分注視しながら慎重に判断をしまいたいと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、市民福祉部長、生活環境部長、教育部長より答弁をいただきます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） それでは、私からは組織機構の見直しの課題と進捗状況につきましてからご答弁いたします。

組織機構の見直しの課題ではありますが、那須塩原市行財政改革大綱の中で、「現在の組織は総合的に事務を行う支所が並列に存在する形態で、効率的な組織とは言い切れない面がある」というふううたっております。

見直しの進捗状況につきましては、この課題を受けまして、先日中村芳隆議員にお答えをいたしましたとおり、現在検討を進めているところでございます。

続きまして、(2)の②、③についてご説明いたします。

まず、組織機構の見直しと3支所のサービスの平準化、質の向上等につきましてご質問がございました。

②につきましては、まず総合支所方式を採用したことで、各支所における窓口の対応に差異があるものとは考えておりません。しかしながら、合併前の旧3市町の取り扱う窓口事務の処理手順に差があるものもございまして、同じ対応ができなかったものがあるというふうには感じております。もし窓口対応に不都合な面があるとするならば、速やかに改善策を講じてまいりたいというふうに思います。

続いて3番目でございますが、組織機構改革の理念は、先日、中村芳隆議員にお答えをいたしましたとおりであります。また、3支所のサービスの平

準化と質の向上につきましては、組織機構の見直しの中で市民サービスの向上のため窓口業務の充実について十分に検討を行うとともに、組織を構成する職員一人一人の意識改革と能力向上を図り、質の高い行政サービスの提供を実現してまいりたいと考えております。

続きまして、指定管理者制度のご質問がございました。(1)と(4)につきましてお答えをいたします。

今年度から、61の施設につきまして指定管理者制度を導入しておりますが、施設運営の実態把握につきましては、指定管理者から毎月実施した事業内容及び実績を記した月報を報告させることを義務づけております。それらの管理業務実施状況の確認を各施設担当課において実施しております。

次に、市民の評判、サービスの質が向上した事例ということでございますが、年度終了後に提出をいたします事業報告書とあわせて実施を予定しておりますモニタリング調査により、1年間の施設の適切な管理について審査を行っていく考えであります。その中で、市民の評判、サービスの質の向上等を検証してまいりたいと考えております。

運営上問題が起きている事例ということでご質問がございましたが、シニアセンターにおいて当初人的配置に十分でないところがありましたが、現在は改善されております。

次に、サービスの質の評価についてのご質問にお答えいたします。

サービスの質の評価としての利用者満足度調査でございますが、各施設において利用者の声を聞くコーナーを設けるなど、市民の要望や満足度等の調査を実施しているところでございます。それらをもとに業務改善等を検討しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答え

いたします。

まず初めに、組織機構の見直しの中のサービスの平準化の関係で、福祉の関係が出ておりましたのでお答え申し上げます。

福祉に関する一般的な相談業務についても、今、企画部長から答弁がありましたとおり、本庁と各支所で対応する内容に違いはないものと考えております。

ただし、事務事業によっては支所の窓口で完結できないものもありまして、例えば、生活保護業務においては対応の困難なケースや専門性を要するケースがあり、迅速な意思決定を求められることから、福祉事務所長やケースワーカーがいる本庁で事務を執行しております。また、要介護認定や福祉サービスの支給決定段階については、行政処分の内容の公平性・統一性の観点から、本庁で事務を行っているところであります。

次に、指定管理者制度の関係のシニアセンターの運営状況について、2点ほどありますけれどもあわせてご答弁申し上げます。

シニアセンターの指定管理者と市との施設運営上の連携についてであります。施設の利用許可等に関する業務、維持管理業務、介護予防事業に関する業務、元気アップデイサービス事業及び指定管理者の自主事業等の指定管理業務について随時打ち合わせ等を行い、施設の管理運営を行っているところであります。

今後とも、今まで以上に連携を密にして、施設の有効活用が図れるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

2番目の、指定管理者の選定条件であります「管理を安定して行う物的能力や人的能力を有する団体であること」についてであります。シニアセンターの指定管理者であります企業組合労協センター事業団につきましては、選定時において

その資質を十分に満たしているものとして指定管理者に選定されました。しかしながら、職員の変動や専門職の不在の時期があるなど人的配置の部分において十分ではないところが見受けられたため、必要な指導等を行い、指定管理者による自主事業も11月になって開始されたところであります。

指定管理者の資質、能力について再度検証し、指定期間は5年となっておりますので、今後指導を徹底する中で施設の機能がより効果的に発揮でき、適正かつ円滑な運営を進められるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、障害者自立支援法施行後の影響についてですけれども、3つほどありますので、あわせてお答え申し上げます。

まず、旧制度であります支援費制度については、収入に応じた応能負担でありましたが、障害者自立支援法の施行に伴い利用料金の1割負担が原則となりました。国では激変緩和策として、所得による月当たりの上限額の設定、グループホームや施設入所者への個別減免、社会福祉法人による個別減免及び生活保護移行防止などの負担軽減措置を講じているところであります。

本市の状況についてであります。国の減免措置等の激変緩和策を活用しながらも、一般世帯及び低所得者世帯とも世帯の収入による個人差はありますが、総体的には自己負担額が高くなっており、特に低所得者の負担が重くなっております。ただし、現在のところ、本市における施設サービスの利用者数及びサービス利用回数の目立った減少はあらわれておりませんが、障害者個々人の実態等についてさらに把握してまいりたいというふうに考えております。

また、本市所在のグループホームは現在6カ所ありますが、閉鎖された施設はありません。逆に、平成18年9月に1カ所新設されている状況にあり

ます。そのほかの施設につきましても、サービス内容の低下に対するクレーム等の報告について、現時点では把握はしておりません。

今後につきましては、利用者や事業者等の意見を十分に踏まえながら新制度の利点を活用し、本市の障害福祉施策に活かしていきたいと考えております。

3つ目になりますけれども、通所授産施設についてであります。本市における民間の通所授産施設は具体的に、「セルフくろいそ」「ワークス共有」「セルフあじさい」の3施設になります。利用者負担額と作業賃金の関係につきましては、個々のケースによって一概には言えませんが、利用者負担額よりも作業賃金の方が低い傾向にあります。ただし、3施設の聞き取り調査によりますと、利用者負担額よりも作業賃金の方が低いことが原因で退所したというケースは現在のところ発生しておりません。また、同様に通所回数を減らしたという報告もない状況であります。

通所授産施設の役割としましては、一般就労へ向けたスキルアップまたは短期間での一般就労が困難な障害者の福祉的就労の場という位置づけにあります。本市としましては、障害者及び障害児の特性や障害程度に応じた訓練施設としての役割を、より一層充実していく考えであります。

また、授産関係の公設及び民間の類似施設における利用者負担金の格差等についても今後十分検討し、対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、低所得者に対する問題点ということですが、施行後の影響の中でも答弁いたしました。自己負担額が旧制度と比較すると重くなっていることが挙げられます。ただし、低所得者における自己負担額の軽減策として、収入による月当たりの上限額の設定、入所者の個別減免及び施

設サービス利用者の負担となった食費・光熱費の実費負担の軽減等、きめ細かい措置がとられております。

本市としましては、障害の種類によらない共通のサービスをみんなで支え合うという障害者自立支援法の趣旨を尊重しながらも、今後低所得者の現況を把握し、それに対応していきたいというふうに考えております。

3番目の地域生活支援事業につきまして、市が必須事業として実施しているメニューと市の地域特性に応じて実施する選択メニューがこの事業の中にありますけれども、必須事業の具体的内容としましては、まず相談支援事業につきましては、障害者及び障害児本人または保護者等のさまざまな相談に応じて、必要とされる情報提供や助言を行うものであります。

次のコミュニケーション支援事業は、聴覚・言語機能等の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に対して、手話通訳者の派遣を行うものであります。

次、日常生活用具給付等事業につきましては、在宅の障害者及び障害児の日常生活を支援するために必要な日常生活用具の給付等を行うものであります。

移動支援事業につきましては、屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対して、円滑に外出することができるよう、移動に係る介護支援を行うものであります。

最後になりますけれども、地域活動支援センター事業は、障害者及び障害児の社会参加等を促進するため、創作的活動や生産的活動の機会の場を提供する事業であります。

次に、利用状況につきまして申し上げますけれども、利用者証の発行者数で申し上げます。コミュニケーション支援事業は41名、移動支援事業が

29名、地域活動支援センター事業は8施設で91名に発行しております。また、10月における利用実績については、相談支援事業は414件、日常生活用具給付事業は108件となっております。

以上であります。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私の方からは、3の男女平等施策についての(1)、(2)についてご説明をいたします。

まず、(1)の男女共同参画推進条例についてお答えをいたします。

条例の制定及び行動計画の策定に関しましては昨年度から継続事業として検討しておりまして、検討組織といたしましては、庁内で組織している男女共同参画推進本部や一般市民からの公募委員を含みます男女共同参画懇話会があり、条例骨子案につきましてパブリックコメントの募集を実施するなど、検討を続けてきたところでございます。

検討組織についてはそれぞれ役割がありますが、庁内組織の男女共同参画推進本部は、行政の総合的かつ効果的な推進を図るため設置しているもので、本部委員、幹事及び班員からなり、それぞれの立場から庁内における調整を行っております。

一方、懇話会は、より幅広い観点からの意見を反映する意味で設置し、パブリックコメントは市民の意見を募集することにより市の政策形成過程の透明性の向上を図ることを目指しております。

そうした検討の場での意見、提言、募集した意見等につきましては、今回検討しています条例や行動計画には、考え方や具体的な文言として反映されているものと考えております。

次に、(2)の男女共同参画行動計画について、全庁的な政策推進に関する見解をとのことでございますけれども、男女共同参画の推進につきましては、前段でも申し上げましたが、既に男女共同参

画推進本部を立ち上げており、全庁的に推進していく考えであります。

また、条例検討の中でも、市の政策の立案、決定に当たって参画の機会に関する男女間の格差が認められるときは、その格差を改善するため、男女のいずれか一方に対して参画の機会を積極的に提供することや、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、公表することを考えております。男女共同参画は簡単に進むものではございませんで、社会全体の取り組みとして推進する必要があると考えております。

策定中の行動計画は現状を踏まえ実現可能な目標を設定しており、今後5年計画の目標に向け、全庁的な協力のもとに着実に推進していく考えであります。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 4番の指定管理者の中的那珂川河畔運動公園の運営状況についてでありますけれども、指定管理者になって、当初は作業手順の不なれから一部良好な管理状態でなかったということもありましたが、現在は改善されております。今後とも連携を図り良好な管理ができるよう指導してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、再質問を行います。

首都機能移転についての再質問ですけれども、もう市長はおわかりになっているんだと思いますけれども、きっと知事もおわかりになっているんだと思うんですけれども、当初言われていた全面的な首都機能移転ということはもう不可能であるという認識は皆さん持っていて、それは国会議

員の方もそういうふうに思っているから、衆参両院の特別委員会の移転絞り込みを断念して、そして政党間両院協議会のところで危機管理に限定したというようなことで座長取りまとめもされたので、国会等の一括移転はないというふうに私も思っております。

そのときに、今までですけれども、活動目的のないような状況でというより、要するに我田引水式の誘致活動というのはもうすることは適切でないというふうに私は思うんですけれども、国会等移転誘致のための負担金とか補助金とか、そういうようなものを出して、県が見直してくると、その辺の部分も市町村も見直すことにはなると思うんですけれども、県が早目に方向性を示した段階でそういった負担金、補助金の資質というものを見直すことになるんだと思うんですけれども、そろそろ来年度の予算編成に、既にですかね、入っていると思うんですけれども、その辺のところでの誘致のための負担金みたいな、誘致のための補助金みたいなもの見直しというのは、する考えがあるのかどうかだけ聞かせてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 市長の答弁の中にもありましたとおり、栃木県としても、やはり方向性を見きわめて見直していこうというふうな知事の答弁があったようでございますし、私どもの方といたしましても3つの組織に一応かかわっている状況でございます。栃木県の県民会議、那須地域の促進協議会というのがございます。市民会議というふうなものが那須塩原市の中にもございます。おのおの負担金、補助金といったものを支出しているという状況でございますので、現在、県の国会等移転の担当の部局、室はなくなってしまいましたけれども、そちらの方と情報交換をしている状況でございます。極めて厳しいというふうな状

況の中で、こういった予算の支出については十分に精査をして、対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 補助金とか負担金、十分に精査して適切な予算組みをしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

今回、那須塩原市の機構改革の見直しで、常任委員会の方にもある程度の内容が示されましたので、一般質問をするまでもなくなったようなこともあったわけなんですけれども。今後の組織機構のところで課題をどのように、今まで総合支所方式をとっておりましたので、その総合支所方式の問題をどういうふうに課題ととらえて、どういうふうに変えようとしているかという、先ほどのやりとりの中でも出てはきているんですけれども、やはり窓口をきちんと充実させなければいけないということとか、あと、課の中で並列的になっている部分があって、政策的に決定しなければならないときに、そこでとまってしまうということが起きていたとか先ほどの答弁の中に何点かは出てきておりますし、西那須野の方から私のところへ来た投書なんかは、やはり住民の方が勘違いをなさっているんだなというふうに。

要するに、今まで西那須野は福祉事務所がなかったもので、福祉事務所の方へ問い合わせたことを、市になったものですから、本庁にある福祉事務所の方へ問い合わせた。それで、西那須野は支所だからレベルが下がったというふうにお考えになってしまったのかもしれないんですけれども、そこできちんとした事務分掌の整理を、執行機関とか議会の方がわかっているだけではなくて、どこでどういうことができるかという部分のところを、市民の方にわかるようなものにしてい

ただきたいと。ただ福祉課を社会福祉というものだけで見てしまうと、どこでもできるのではないかというふうに思われるものが、人員の配置のためにできないこともあるんだというのがきちんと市民の方にわかるようにしていただきたいということ。

あと、やはり本庁方式をとるとということだと、最初に総合支所方式をとったときに市民へ迷惑をかけない、市民サービスを低下させないために総合支所方式をとられたということですので、窓口を充実するということは、きっと本庁方式になったとしても、それは最優先でしなければならないこと。逆に、そこをきちんとやらないとまた誤解を生じると思いますので、その辺をやることになるんだと思うんですけれども、そのほかに何か心当たりの課題としてとらえていること。先ほどおっしゃった中に何点かはあったものですから、私としてはそのようなところを改善に向けていただければいいのかなというふうに思うんですけれども、そのほか何かお気づきの点ありましたら聞かせてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 幾つかの課題の集約をしてきた中でということでございますけれども、まず、先ほど議員の方からお話がありましたような総合支所方式、こういったものを今回は廃止をして本庁方式にというのが一つ前提にございました。

要するに、本庁と支所の組織、これを根本的に見直してみようというのがございます。窓口サービス、これの向上といったものが前提に出てくるということ。それから、行政サービスの電子化ということで、まだまだIT化が進んでいない状況にございますので、こういったものを推進していくと、そんなものが課題として挙げられてき

ております。それから、業務によっては、やはり民間委託等々、こういったものを進めると。それから、行政のスリム化あるいは財政の節減といったものにもつなげていきたいというふうな考えを持っていると。

もう一つ、定員管理の適正化。これは計画ができておりますので、これらを市に進めるための組織、そういったものと連動した形での対応が必要であろうというようなこと。こういったものもろもろを含めた形で組織機構の改革ということで進めていければと考えておりますし、今回、私どもの方で考えております行政組織機構改革につきましては、3月に策定いたしております行財政改革大綱の中にも明記されているものでございます。これがスタートになっているということで、これから進んでいくということでご理解いただければ、大変ありがたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 組織機構の見直しについては、これで終わりにいたします。

3番目の男女平等施策についてということで、これを、今まではなかなか市民に対してのパブリックコメントとかということをとらなかったの、パブリックコメント自体の意見も余り多くなかったというふうに読んでみましてもそんなに多くない。内容的には多いんですけども、件数的にはそんなに多くなかったなというふうな実感があります。

その中で、先ほどもいろいろな政策の中で男女平等の趣旨に反するような部分のところには修正をするようなことのために、この男女共同参画推進条例というものが位置するということになるんだと思うんですけども、この男女共同参画推進条例のほかの政策に対してのプライオリティー、どういう関係になっているかという部分のところ

をどうとらえているか、聞かせてください。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

プライオリティーとかの直接のお答えにはならないかと思いますが、行政の中で展開されています施策は、それぞれまず市民のためという原点があり、そこには当然市民、男女それぞれ約半々いるわけでございます。そういう視点から、サービスを公平に適切に提供するという視点で各施策が展開されるわけで、それにいろいろな市民が参画するに当たったり、またサービスを受けるに当たって差別がないようにというのは、当然の原理として各部門でいろいろ展開する政策なり施策がされているというふうに前提で考えております。

たまたま現実論として、そうでない分野につきましては、庁内の調整会議等でおくれている点、または問題がある点は指摘をして修正をしていくというような形で、今回の行動計画なり条例は縦関係ではなく横関係でトータルして、そういう視点ですべての行政を展開してくださいよという宣言的な意味合いも含んでいるというような認識しております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 環境基本計画とか男女共同参画実行計画というものは、きっとほかの部門別計画のように、その分野だけに該当するという計画ではなくて、すべての施策にかぶってくる。要するに、総合計画と同じようにプライオリティーは優先度は高いというふうな位置づけなんだと思います。

ですから、全庁にわたって庁内会議も行われて、その関係者だけで行われているのではないのが、こ

の条例、基本計画のつくり方の違いなんだというふうに思いますし、今、部長がそれはおわかりになっているようなので、ここにいらっしゃる方たちすべてに関係する基本計画になるというふうに思います。

担当課のところではそれはおわかりになっているんだと思うんですけども、ほかのところの課から上がってきたものをまとめて男女共同参画実行計画をつくってくるんだと思うんですけども、先ほど、実施可能なものを盛り込んできているということで、実施可能なものだけを出しているのではなくて、少し努力して実施しなければならないものを盛り込まないと、何ら現状と変わりなくなってしまう。そういうところで、各課のところ少し市長としてのリーダーシップを発揮していただいて、この計画を実効あるものにして、そして男女平等の社会が実現するようにしていただきたいというふうに思います。

やはり、パブリックコメントが出されて、その後の審議会に修正して示されたものなんかを読みますと、先駆的な自治体の条例とか計画からするとちょっと物足りなく感じますけれども、それも私たち那須塩原の行政の限界であって、私たち市民の実力なんだというふうに思います。私たち市民が力をつけて条例や計画を超えるような活動をしていって、そして男女平等な社会の構築をしていくほかないのだなど、これがスタートラインなんだなというふうにとらえております。

もちろん、男女平等な社会の実現は個々人の意識改革が伴わなくてはだめなんですけれども、やはりどうしても条例とか計画とかいうことに、私なんかは頼ってしまいたい気持ちがあるんです。また、政策的に誘導しないと遅々として進まないテーマというのがありますので、条例とか計画への市長の大きなリーダーシップを私は期待すると

ころなんですけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま、私の政策的な誘導ということでございますけれども、基本的には、この男女共同の問題につきましては、多分根本は男女機会均等法に基づくところから発しているのかなというふうに思っております。そういう意味をとらえましても、やはり男女が同じ立場の中で社会を構成していくという原点があるのだろうというふうに思っております。

現在、市がとっている行政対応につきましても、今後ともそういう形の中で少しでもそういう線に近づける部分があるとすれば、やっていきたいというふうに思っております。

ただ、現時点のさまざまな状況がございます。例えば、審議員等々の話もございますけれども、そういう面におきましても重要ではございますけれども、それらの対応を図りながら同じ立場での意見が述べられる社会をつくっていくということには、何ら私どもも積極的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 一見、この男女共同参画の施策には関係ないと思われるようなところであってもすべて関係があります。建設部門なんかのところでは、入札制度の中に企業がそういうことに理解があるということを条件に入れるということも一つとしてできるわけですので、ぜひ一見関係なさそうに見える部署のところでも、この施策の推進のために具体的な施策を提案するということができますので、ぜひここにいらっしゃる皆さんのところ、自分のところの事業についてこれからできてくる実行計画なんかをきちんと見て、

そして自分のところ、計画はまだこれから少しくっていかなければならない、最終の段階にきていますので、そこに対してもぜひ各課からの積極的な意見を出して、積極的な取り組みをしていただきたいというふうに思います。

次の質問、指定管理者制度を導入されて、少し市民からの声が聞こえてきましたので、何点か確認を。先ほど具体的に、シニアセンターとか河畔公園の運営状況について市民から意見がありましたので事例を出して聞いてみました。毎月の実施状況の報告とか年次報告書、そういうようなものでチェックをしていくことになるのだと思いますけれども、市民としては、今まで市が行っていたものが指定管理者になったときの変化というものは何に起因するかというところで、誤解されているものもあります。

先ほどのシニアセンターなんかのことについては、市民は市が何にもきちんとしたことを対応してくれないので、利用者をふやすことができないんだという苦情だったんですけども、私調べましたら、どうも専門職の配置をきちんとするといった配置ができなかったというような事業者側の問題もありましたので、今後そういうような部分のところできちんと市の方と事業者の連携を図っていただきたいと思いますというふうに思います。

そして、利用者満足度の調査をしてはと言ったら、モニタリングの調査の中でそういうことも考えていきたいというふうに、モニタリング調査はどのような方がするつもりでおりますか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 基本的には、施設を所管しております所管課の方で実施をするというふうな形を考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 行政の役割というのは、

指定管理者にゆだねたから終わりということではなく、サービスの質の向上に関する点検が常に必要だというふうに思いますので、質をちゃんと点検する。

指定管理者導入の目的は、多様で満足度の高いサービスを提供すること。つまり、サービスの向上が図られることということも一つ入っておいりましたので、その点を十分に理解なさって、ただ効果的とか効率的にということだけではないんだということ肝に銘じておいていただきたいというふうに思います。そうでなくては、指定管理者にした意味がございませんので。

そして、今、指定管理者だけではなくて各自自治体、那須塩原市では民営化した事業事例というのは、まだ具体的にはそういうことでは行っていないみたいですが、ほかの自治体では指定管理者に出さずに、直接民営化しちゃったというところもございます。宇都宮なんかは今回保育園を民営化したと。そして、民営化したところのサービスの質を担保するために福祉のサービスの第三者評価を行うということで、行ったりしているということもあります。

ですから、評価という考え方を指定管理者の中に入れるということもきっと必要だと思いますので、そのときに、ただ職員が報告書を見てチェックするのではなくて、何かその基準的なもの、指定管理者の質を担保するための基準を何か定めて、それで評価するというようなことも一つの手法だと思いますので、そのようなことも検討していただきたいなと思うんですけども、評価という考え方はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 実は、指定管理者に業務を委任するときに、基本協定書というものを締結させていただくことになっております。その中

で、まず指定管理者として1年間業務を遂行した中での自己評価をしてくれというふうなものも、一応この協定書の中には明記されているところがございます。

議員からご意見がございました、やはりきちんと評価をして成果を見きわめるといったものは大変重要なことでございますので、おのおの指定をしております業務の内容には差があるわけがございますけれども、施設おのおのによって統一的なそういった評価のシステムが可能かどうか、その辺のところは十分にこれからも研究をしてみたいと。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 別に評価というのは、ここがだめだ、あそこがだめだということではなくて、質を向上するためにするものですから、使うものが使えば自己評価というものもとても質を高めるためには使えるツールだと思いますので、そうしたら、その自己評価の結果を公表するかということによって他人の目を入れてみる、外部の目も入れてみるということもご検討ください。

一つ、河畔公園の運動公園の運営状況についてなんですけれども、芝の管理、除草とかいうことを今は改善しているということ。なれなかったもので、その辺がちょっとできていなかったということで今は改善しているそうですけれども、もう一つ、市との連携がやはりうまくとれていないなというものは、今までは河畔運動公園のところを、8月の末に行うふれあいまつりのときの駐車場に使っていたのが、ことしはその辺の連携がうまくいなくて、駐車場はそのとき、あそこは野球場です。野球場に使われていて使えなかった。ですから、本当に数少ない駐車場だけで黒磯地区のふれあいまつりを行った。やはり、障害を持っている方たち、その関係者がたくさん集まりますので、

路駐をしてももうどうにもならない、黒磯公園の方に誘導するというので、結構車があの辺を往来してとても混雑して、関係している社協の職員の方とかボランティアの人たちがかけずり回って交通整理をしていたという状況なんですけれども、そういうように連携がうまくいっていなかったというものがあるんですけれども。

それはもしかすると単純な連絡ミスとか予約のそこら辺の単純ミスだったのかもしれないですけども、そういうようなことでの指定管理者と、今までのサービスの継続ということで、何か、たまたまそれは今回だけそういうミスがあったということならいいんですけれども、そういう連携がうまくとれていなかったためだということだったら、その辺を何か考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 指定管理者と連携がうまくいっていないんじゃないかという話でございますけれども、これは単純な申し込みをしなかったということだけなものですから、指定管理者になるか、あるいは市が委託してやっているか、あるいは直営か、いずれにしても単純なミスだというふうに考えております。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 単純なミスだということで、ぜひその辺のところ指定管理者になったからということではないんだということならば、関係者のところにその辺のところもきちんと伝えていただきたいなというふうに思います。

次に、障害者自立支援法について。

現在の段階での障害者自立支援法に関してのスタート時のところでは、今まで質問なされた方のところで地域活動支援センター事業としての4カ所の作業所については無料であるということで、

そこは問題がないということで。ただ、そのほかにも3施設で行っている通所授産施設があると思うんですけども、そのところでは作業賃金より利用料の負担の方が大きくなっているけれども、それを理由に利用控えはしていないという報告だったんだと思うんですけども。

障害者年金の蓄えがあるとか、そういううちはいいけれども、まず障害者年金の蓄えがあるときはそれを先に使いなさいというふうな、特に入所している方なんかはそういうふうに言われているものですから。でも、蓄えがなくなるというのはとても不安になる。あと、親に負担が今度はいきますので親は出してあげるし、出せるけれども、「これが自立というの」ということで、障害者の方は親からも負担してもらおうということ、とてもプライドを傷つけている制度になっております。幾つになっても親からも自立できない。障害者年金だけで何とか生活できたらいいのにというふうに思っている。でも、そうしようとすると、やはり利用負担が多くて、低所得者の域に入らない方でそういうふうな声が聞かれております。

そういう部分のところで、十分に今後現状把握をしていただきたいというふうに思いますけれども、その辺のところ、利用者が保護者、親の支援を受けなければならないという、そういうような制度になってきたということについて、何か利用者の方からの声は聞こえてはきていませんか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 特に、今、議員がおっしゃられたようなことで把握しているところはちょっとないんですけども、旧措置制度から支援費制度、それから今回の自立支援法という形で、ここ三、四年の中で制度が大きく変わっているということで、利用者も含めて保護者、家庭の

皆さん方の制度の理解と申しますか、そういったのが不十分であるという部分は多分あると思いますので、今後ともそういったことを踏まえながら、制度の理解等になお十分注意して当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 障害者というのが、地域の中で生活するには本当にさまざまな困難な事例が発生するということだと思います。そのときに、相談体制を構築するということはとても重要なこと。その構築するために重要な核になるための協議会をつくるということですけども、どのように、いつごろまでにつくろうとしているのか。昨日も協議会をつくるという話だけしか出ていませんでしたので、その辺の具体的なものを聞かせていただけないでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 地域自立支援協議会というふうな名称になるんですけども、メンバーとしましては、支援事業者、福祉サービスの事業者、当然我々の行政サイドも入りますし、障害者の関係団体等からもこの中に入って行くというふうに思っております。

今現在、障害者計画、障害福祉計画を策定中でありますので、その中でも当然この協議会については、具体的な中で触れていきたいということを考えておりますので、すぐにできるかどうかということは別にしまして、協議会を策定しても機能しないのでは何にもならないと思いますので、それまでに行政サイドで十分情報等を、障害者の個々の状況等を把握するということがまず先だというふうに考えておりますので、それと並行した形で早い機会に協議会を立ち上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、障害者福祉計画の話も出ましたけれども、市町村が地域の実情に応じて柔軟に事業を展開することができるようになったわけですね。そのために市町村が障害者福祉計画を策定するということになると思うんですけども、でも、この事業を実施するために必要な事項を盛り込まなくては、障害者がそこで生活できるということにはならないので、障害者福祉計画次第ではとても貧弱なサービスしか提供できないような市町村というのも、全国の中では出てきてしまうと思います。これが、今まで以上に障害者サービスの市町村格差を生むという。今まででも、財政が豊かな市町村というのは障害者施策はすごく充実していて、障害者が一人で生活ができるという、本当に全介助であっても自立して地域の中で生活ができるという、それこそ東京とか札幌なんかではそういうところもあります。

でも、栃木県とかうちのような小さなところは、財政的にそこまでもいっていません。それが、この計画次第ではさらに格差が拡大するおそれというのがあります。那須塩原市で障害者の生活を支えるためには、どのような地域を目指そうとしているのかということ。あと、計画策定の基礎となる当事者とか家族のニーズ把握をどのような方法で行おうとしているかということがとても大切だと思います。計画策定のための当事者や家族のニーズ把握、実態に合うような把握をしていただきたいのですが、それをこれからどのように考えておられますか。まだ完全に行われていないと思うんですけども。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。自立支援法が一部開始されてから1年はたちま

せんけれども、19年度の予算編成時期でありますので、19年度については18年度並みの事業の内容を下回らないということで、19年度の予算要求は行っていきたいというふうに考えております。

現在、1年おくれ近くになりますけれども、障害福祉計画を策定中でありますので、この中で各種団体の委員さんも委員として入っておりますので、先ほど言いましたように、個々人の実態調査は当然、状況把握というのはその前にする必要がありますし、それに合わせた形で家族会とか事業所を含めた形で那須塩原市に合った障害福祉計画を今後策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） その策定のために、那須塩原市は障害者の生活を支えるためにどのような地域社会を目指そうとしているのか。その点を市長でも部長でも構いませんけれども、どのような社会を目指そうとしているのか、方向性、理念、市の持っている理念、何か言葉であらわしていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま、障害者福祉の関係の話でございますけれども、大変制度が変わりまして、私どももこの制度で本当に今までのものが維持できていくのかなというふうに、ある意味では疑問を感じております。そういうことで、福祉部長には制度が変わったと同時に個々の状況を十分把握してくれということでお話は申し上げていたところでございます。

さらに、今指針としてどういう考え方で進むのかということでございますけれども、行政対応で

全部が賄えるかどうかということになると、私どもはなはだ疑問を感じるところでございます。やはり、地域で支えるという部分がなければ、この問題は解決していかないのかなというふうに思っております。

と申し上げますのは、やはり障害者を持っておる人はどういうふうに思っているかわかりませんが、多分、行政でやってもらうんだと、うちの子が障害者のために地域の人に迷惑はかけたくないという意識があるのかどうかかわかりませんが、そういうことで、地域の人に余り頼りたがらないというか、そういう部分があるのかなというふうに思っております。

しかし、子育てでも同じでございますけれども、やはり地域と行政が共同でこういうものを支えていかなければ、今後一体のとれた、障害者も健常者も差のないという地域社会をつくっていくためには、そういうものが要なんだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、市長の言葉の中にも地域という言葉が出たと思います。この障害者自立支援法の目的というのは、地域への移行支援ということも目的に入っております。地域の中でみんなと一緒に暮らしていくという、そういう社会を支えるのであって、その支えるところでは行政だけでは無理だというのは私もわかっております。それは地域が、社会福祉法人が、一人一人が支えるんだということで、もちろん共助、公助、両方なければならぬというふうに思います。

1981年に国際障害者年の理念として完全参加と平等という、向かうべき方向が示されております。就労しているかしていないとか、障害が軽いか重いかということではなくて、すべての障害者

が地域で自立して生活するということが可能にする、そういうような社会的基盤の獲得、そして、その形成を目指していただきたいというふうに思っています。

そういうことを願って、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（高久武男君） 以上で、12番、早乙女順子君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 眞壁俊郎君

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

〔3番 眞壁俊郎君登壇〕

○3番（眞壁俊郎君） 皆様、こんにちは。議席ナンバー3番、眞壁俊郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど早乙女議員がすばらしい前ふりをいたしまして、私も少し考えてきましたがやめまして、早速質問の方に入りたいと思います。

1、教育行政について。

(1)いじめ問題について。

①全国でいじめによる自殺などが社会問題になっているが、市におけるいじめの実態把握はどのようにしているか。

②いじめの対策についてはどのように実施しているか。

③全国でいじめ、履修問題、教育指導の悩みなどで校長や教員の自殺などや精神疾患の教員が増加していると思うが、教育長はこのような状況をどのように考えているか。

(2)臨時採用教員につきまして。

①正教員と臨時採用教員の数は何名か。

②臨時採用教員はどのようなときに採用するのか。

③臨時採用教員が年々増加していると思うが、市としては今後どのように考えるか。

(3)個人情報保護について。

①学校における個人情報保護の対策はどのように行っているか。

大きい2番でございます。行財政改革について。

(1)行財政改革大綱・集中プランについて。

①行財政改革懇談会を設置して、大綱・集中プランの作成に当たったと思うが、意見・要望などについてどのように反映したか。

②今年3月に大綱・集中プランが作成され、改革に取り組んでいると思うが、実施状況についてどのように評価しているか。

③進捗状況などの情報公開についてはどのように実施するか。

④行財政改革懇談会は今後継続されるか。

(2)行政評価制度について。

①行政評価制度は、行政改革を推進するのに重要な施策であるが、導入についてはどのように考えているか。

大きな3番、那須塩原市総合計画について。

(1)進捗状況について。

①総合計画審議会を設置して、基本構想、基本計画、実施計画などを作成しているが、進捗状況はどのようになっているのか。また、今後どのようなスケジュールで実施するのか。

②基本計画（案）について意見の収集を実施し

ているが、どのような意見が出ているか。

③目標の管理、事業の推進状況などをどのように管理評価するのか。

④数値目標など行財政改革大綱・改革プランとの関連があると思うが、どのようにすり合わせるのか。

⑤今後地方分権の推進が行われると思うが、分権に対する項目がないが、必要ではないか。

以上、1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 3番、眞壁俊郎議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、3的那須塩原市の総合計画についてをお答えいたします。

まず、総合計画の進捗状況につきましては、議員の皆様や市民の皆さんにお示しをしたスケジュールどおり進んでおります。平成17年度は、市政に対するアンケート調査や地域説明会を実施しながら、主に基本構想部分をまとめ上げ、18年度は基本構想に基づく基本計画、実施計画を策定しております。今後のスケジュールにつきましては、年明けに2回の審議会開催を考慮しており、答申をいただいた後、原案を3月の定例議会に上程する予定であります。

なお、実施計画につきましては、議決前ではありますが、平成19年度予算編成上必要なことから、内部的な指針として作成しており、近日、議会の皆様にお示ししたいと考えております。

次に、基本計画（案）に対する意見につきましては、地域説明会や各種団体との意見交換会、パブリックコメントなどで生活環境関係を初め保健

福祉関係、教育関係など各方面から、89件の意見をいただいております。

続きまして、目標の管理・事業の進捗状況につきましては、基本計画（案）に記載してある成果指標を用いて、毎年評価していきたいと考えております。また、施策や事務事業につきましては、現在策定中の行政評価システムを導入し、平成20年度から進捗管理を進めていく予定であります。

4番目の、行財政改革大綱・改革プランとの関連性につきましては、それぞれ基準年度が異なっているため、成果指標など関連する項目についてなお調整が必要なものは整合性を図ってまいりたいと考えております。

最後に、地方分権につきましては、計画策定的前提となる考えであり、すべての施策に不可欠なものでありますので、大きなくくりである基本構想の中に明記しているところであります。

このほかにつきましては、助役、教育長に答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 私の方からは、2番の行財政改革について、(1)、(2)とありますが、これについてお答えを申し上げます。

まず、(1)の行財政改革大綱及び集中行財政改革プランにつきましてお答えを申し上げます。

行財政改革懇談会につきましては、行財政改革大綱の策定及び行財政改革の推進に当たっての提言を求めため、那須塩原市行財政改革推進要綱に基づき設置されております。

平成17年度に策定をいたしました行財政改革大綱及び集中行財政改革プランは、7回の懇談会を開催いたしまして、事務局及び各部会で懇談会より提言をいただき、庁内の推進組織に諮り、精査した上で大綱及びプランを策定し、既に広報及び

ホームページで公表してございます。

平成17年度の実施状況につきましては、計画初年でもありまして、改革効果は目に見えたほど大きくあらわれてはおりませんが、5年間の取り組みの中で、目標が必ず達成できるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、懇談会につきましては継続的に実施をし、今年度からは集中行財政改革プランの前年度の進捗状況を懇談会に報告し、ホームページ等で公表していく考えでございます。

次に、2番の行政評価制度についてお答えを申し上げます。

行政評価制度は、総合計画に掲げました施策や事務事業の目的や成果を評価・検証し、評価結果を公表することにより行政の透明性を確保し、市政の説明責任や政策の再構築等によって市民の目線に立った市政運営や行政体質の改善を可能にする行政経営の手法として、多くの自治体で採用をされてございます。

本市におきましても、総合計画や行財政改革を進めるため、平成17年度から19年度の3カ年で導入作業を進め、平成20年度から運用を開始する予定でございます。

平成19年度は総合計画前期基本計画の初年度となりますので、総合計画と連動し、行政評価制度を確立してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私の方からは、教育行政について。

最初に、本市のいじめの実態把握といじめの対策につきましては、吉成議員の会派代表質問にお答えしたとおりでございます。

次に、校長や教員の自殺や精神疾患についてお答えいたします。

教育現場が抱える課題は年々増加する一方で、校長初め先生方の心労は相当なものがあると認識しております。教育委員会としましては、各学校が当面している課題の解決を支援するために、関係職員を随時派遣しております。必要に応じ、私自身も学校を訪問し、直接校長や教職員から話を聞き、助言や激励をしております。

いずれにしても、よい教育をするためには教職員の健康が重要であり、機会あるごとに管理職も含めて健康管理に努めるよう指導しております。

次に、臨時採用教員についてであります。那須塩原市内の正教員数と臨時採用教員数についてお答えいたします。

正教員数は、小学校458名、中学校261名、合計719名です。臨時採用教員は、県採用の者、平成18年4月の時点で小学校45名、中学校22名、合計67名です。市採用につきましては、図書及び生活支援委員を含めると小学校85名、中学校34名、合計119名であります。

次に、臨時採用教員の採用についてお答えいたします。

県採用の形態は産休・育休補充教員、欠員補充教員、内留補充教員等でございます。

市採用につきましては、次のように進めております。

本県の学級編成基準では、平成17年度から中学校では上限35人として編成しております。しかし、本市の教育現場の現状を言いますと、不登校の問題、個別支援の必要な子の増加等のさまざまな課題があります。そこで、本市としましては、このような現状を踏まえ、一人一人に応じたよりきめ細かな指導を行うため、小学校35人以上の学級のある学年、中学校の学級支援、特別に支援が必要な児童のいる学年に対して学校規模等に応じてそれぞれ市臨時教師を配置し、学習指導の充実や児

童生徒指導が充実するよう支援しているところであります。

次に、市採用教員の採用及び活用についての今後の考え方についてお答えいたします。

採用数につきましては、図書及び生活支援員を含めると、合併後の平成17年度では合計が109名、平成18年度は119名であります。ふえた主な要因としましては、特別支援の必要な子の増加が挙げられます。

今後につきましては、市採用教師の各学校の勤務状況及び成果について調査し、その結果を踏まえ、次年度の計画を立てていきます。

次に、①の学校における個人情報保護の対策についてお答えいたします。

学校では、多くの個人情報を取り扱っており、その保護には細心の注意を払っているところであります。個人情報の取り扱いについては、情報のレベルに応じて具体的に取り扱いを規定するなどの対策を講じております。また、学校では先生方の事務処理に使われているコンピューターは個人所有がほとんどであるため、本体内にデータを保存しないことや、家庭でインターネットに接続する場合のウイルス対策などを確実にを行うよう指導しております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、再質問に入りたいと思います。

まず、いじめの問題につきましては、今回も数多くの議員の方が質問しておりますが、少しちょっと変わったというか、違った視点から再質問したいと思います。

先生の置かれている立場とか状況とかでございます。先日、小中学校の教員の勤務実態調査が公表されました。教員1人の平日の平均時間は10時

間58分、平均残業時間は2時間8分、特に中学校は11時間16分、残業時間は2時間26分。ほかに自宅で業務時間、小学校で53分、中学校で27分。個人別で見ると、平均残業時間が7時間42分、こういう人もいたそうです。これは中学校であります。通常8時間勤務であると思いますので、2倍の勤務をしている人もいるということかなと思っております。

この実態調査が7月、8月の調査ということで、夏休み期間も入りますので、年間の実態調査になりますともう少し長くなるかなと、このように思います。

そこで、那須塩原市として先ほど実態調査するというような話だったのですが、これは全国のやつなので多分実態調査はしているのかと思いますので、その辺把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 具体的な実態調査は行っておりません。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 具体的な調査はしていないということだったんですが、これは新聞に載っていたやつなんですが、これは、そうするとどういう形で調査したのか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教職員の教職員協会という組織がございます。恐らくそちらから出た調査ではないかと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） じゃ、ぜひこういう調査は私は実施していただきたいと思っております。

ちょっと私の近くの中学校の先生がおりましたので、その方の勤務実態をお聞きしました。平日

は大体朝7時半から午後の8時まで、土曜日曜は部活動の指導また試合の付き添いなどで平均六、七時間勤務しているそうでございます。当然、有給休暇はこのところしばらくとっていないということでございます。給料の方は、これはご存じだと思いますが、一般の公務員の基本給の4%増しで残業手当はないそうであります。土日の勤務の手当につきましては、1日千数百円ということだそうです。

私、労働組合の役員をやっておりましたので、労働条件は余りにひどい状況だなと、このように思ったところでございます。こういう実態もあるということ、もう一度聞きますが、わかっているのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教員でも小学校と中学校で実態が大きく違っております。小学校は部活動を多くはスポーツ少年団に依存して、保護者の協力等を得ております。中学校は、教師による部活動指導が大部分でありますので、その分が大幅に、言えば超過勤務という形になろうかと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今の私の言った調査結果というか、その中から、先ほど3番の③で校長先生とか教員の方が自殺また精神疾患が非常にふえているということで、対応の方はいろんなところに職員を派遣してやっているとか、直接教育長が行っていろいろな相談に乗っているということでございますが、先ほどの話を聞きまして、もう一度この点をお聞きしたいんですが、どのように思いますか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教職員の中にそうした精神上の課題を持っている職員がおって、現に傷病休暇をとっている職員もございます。

しかし、超過勤務が原因して傷病休暇に入っているというよりも、子供との人間関係、職員相互の人間関係も多少あろうかと思いますが、主には児童や生徒との指導上のいろいろな課題から疲労を重ねると、あるいは学校での指導が困難になる、そういう状態が大きく影響しているなど、そんなふうに思っておりますけれども。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうしますと、今話を聞きますと、教育現場は大変厳しいなというようなことを非常に感じました。

そういうことに対して先ほどもちょっと対策というような形でおっしゃられましたが、それだけで十分なのかどうか、もう一度ちょっと確認したいんですが。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教員のそういう精神的ないろいろな課題につきましても、これは学校に教育相談員、それからサポートセンターにカウンセリングを専門とする職員が、これは非常勤でありますけれども雇用されておって、児童生徒とあわせて職員の方も相談に乗っていただいている。それから、昨日もお答えいたしました、各学校で養護教諭が、かなり職員のそうした間に入って悩みやそういうものを聞いているという状況がございます。もちろん、管理職はその大きな役割を果たすわけですが、そうした状況で現状は大分改善されていると、そういうふうに思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。改善されているということでございます。

実際に教育現場は、大変やはり今厳しい状況だと思います。特に学校とかの差とか個人的な差というのは多分大いにあると思いますので、いじめ実態の調査の方も非常に大切でございますが、そ

ういう忙しい学校の方の実態の調査というのもぜひやっていただきたいと、このように思います。

そこでちょっと伺いますが、教員の労働条件の管理というのはだれが行っているのかお聞きします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 基本的には校長が管理しております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうしますと、教育委員会としましては、こういう管理というのはしていないのですか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教育委員会も管理の責任の立場にあります。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

今の話を聞いていますと、本当に管理しているのかどうかというのはちょっと疑問に思います。ぜひそういうことで、学校のそういう教育の現場の労働条件の超過とかそういうものに関しては非常に意識が薄いのではないかと、このように思ったところでございます。

労働基準法というものがありますので、ぜひ学校の方でも、そういうものを守るのは当たり前の話でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。また、そういう子供たちに自殺をしてはいけないと教える教育現場で、そういう法律に違反するようなことがあると非常によくないことだと私は思いますので、この辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そういう状況の中で、いじめが原因で最近本当に自殺が相次いでおります。文部省なり教育委員会から、各学校にいじめに対する調査とか対策を実施しなさいとか依頼や指示が出ていると思いま

すが、まさにこういう忙しい現場の先生がしっかりした対応ができるのか、私には非常に疑問に思いますが、市としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） ちょっと前に戻りますけれども、教員の定数については定数法に従いまして配置されてございます。それから、中学校は教科別でございまして、指導時間が何時間という時間の総数に応じて教員が配置されております。そういう意味で、授業を受け持つ時間については適正に配置されています。ただ、実際に勤務する時間となると、今申しましたように部活とかそういう教科外の活動に参加するために勤務時間が延びるということです。

それで、市として内情を申し上げますと、子供たちの実態ですが、発達障害傾向の子供が非常にふえておまして、その子供たちが実は普通学級で一緒に学びたいと、そういう希望が強いわけですね。そうすると、担任の先生はそうした子供たちを指導していく上で非常に困難性を感じるわけです。そこで、市が臨時教員を雇用してその担任を補助すると。私はこのことが非常に有効に働いていると思っております。これがなくなりますと非常に過労になってしまっていて、教員のそうした精神的な問題は多発してしまうだろうと、こんなふうに予測しております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） まさに、今から私がちょっとお願いしたいなと思ったところでございます。

学校の先生の忙しさの問題の多くが、子供とは直接関係のない事務作業であったり雑用であったり、先日も質問の中で出ておりましたが給食費の集金、こんなこともあります。そこで臨時採用とかパート、集金の専門員とかこういう配置を、先

ほど臨時の先生の採用につきましては十分かどうかというのは今から聞くんですが、それが十分であるか、また足りないと思っているかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） これは市長さんのいろいろな施策と相まって、できるだけ少人数指導ができるようにという配慮をいただいておりますことが第1点でございます。

それから、できるだけ子供たちを希望に沿って学習させるということできていますので、発達障害という言葉は余り使いたくないんですが、教室の中できちんと座席に座って指導を受けられない子供がどうしてもふえます。そういう子供がふえると、加配教師をつけていかないと学級が困難になるという状況がございます。これは地域差が非常に大きいので一概には言えません。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。なかなか雇うということはお金もかかることだと思いますので。

私の方から最後に臨時職員の現場の評価について、これは学校の先生が言っていたことでございます。昼休みの時間帯とか部活動の時間帯など、本当にいじめの一番発生しやすいところに目が入るということで、大変いいことだと言っておりました。臨時職員の採用はなかなか難しいと思いますが、ぜひこういう大変忙しい、厳しい現場でございまして、こういうことがちょっと隠ぺい体質というような形が今少し出ているのかなと私思っておりますので、ぜひ隠ぺい体質がなくなるような形で、本音で言える教育現場をつくってくださることを要望しまして、次に移りたいと思います。

次に、学校における個人情報対策につきましては、パソコンの件がちょっと出ましたので、

ここを確認したいと思います。

先ほど教育長からあったように、学校の先生はほとんど個人のパソコンを使っているということなんです、これについては今後貸与とか考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 学校には事務用としては何台か入っておりますけれども、学校の先生の数、700人以上になりますわけですから、これを一人一人1台ということになりますと膨大な予算ということになります。ですから、将来的にはそういう配置は当然必要だというふうに考えておりますけれども、今すぐ全部貸与できるかという問題については今後検討させていただかないといけないのかなと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今すぐというのは難しいと、700台ということですが、基本的には一気に700台というのは当然無理だと思うんですが、そういうことで来年なんかは取りつけるというか、貸与の学校がもしあればお伺いしたいなと思います。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 当然、700台一度にということはありませんから、教育委員会としては逐次整備をしていきたいということで予算要求はさせていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 来年度の予算に組んでいるかどうか、ちょっと確認したいのですが。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 予算は、19年度はまだ編成されておりませんので、これから要求をして、そして査定という段階になりますので、その中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

インターネットが接続されていない学校があるというのを聞いたんですが、これは本当でしょうか。ちょっと確認なんです。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 私の認識では何台もという意味ではなくて、少なくとも1台は接続されているように認識しておりますけれども。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

現代社会では、パソコンというものは単なる道具ではなく、まさに今お互いの情報を共有する大切なものでございます。特に今、教育現場ではいじめの問題、学力低下の問題、学校崩壊などさまざまな問題を抱えております。

先日、いじめ対策でパソコンを利用して教員が情報を共有することによりいじめの問題を解決しているところもありました。民間においてもパソコン1人1台は今当たり前の時代でございます。ぜひ、早急な対応を要望しまして次に移りたいと思います。

行財政改革の方でございます。

まず、懇談会の意見要望について、どのように反映したかということについて再質問いたします。懇談会の意見の中に数値目標の設定が示されていない、また、プランの内容では物足りない、結論ありきの懇談会だった、懇談会の意見がほとんどプランに反映されていない、反映されなかった。大変厳しい意見としましては、この懇談会は審議未了だったと思っている。この懇談会は一体何のための懇談会だったのかと、疑問を投げかけた委員の方もおりました。特に、改革するという市の意欲が伝わってこないという意見もあったと思います。

市長は、このことについてどのように感じているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 確かに、議員が今述べられたようなご意見があったということは、私も懇談会に出席をしておりますし承知をしておりますし、また、過日の下野新聞にも報道がなされておりました。

これにつきましては、那須塩原市特有の事情がございまして、合併直後の1年目で総合計画や分別計画ができていないという段階でそれをつくらざるを得なかった。このような特殊な事情がございまして、ほかの市町村はすべてそういう事情がなく、市の中期財政計画であるとか定員の計画であるとか、こういったものをつくれる状況にあったわけでございます。しかしながら、本市につきましては那須塩原市の総合計画、それに基づく基本計画、これを17、18、19と、これからつくっていくという段階で同時並行でつくらざるを得なかった、こういう状況にございます。

したがって、理論的に申し上げれば、5年間の事業が固まって、それで5年間に要する経費がこれだけだと、それに要する借金、公債費もこれだけだということの理屈になるわけですが、それができなかったということから、その数値目標、これは定員に関しましても同様でございますが、明示できなかった部分もございます。

したがって、それについては懇談会の中でも再三議論がなされております。私ども承知しておりますが、ある程度不透明といいますか、不明確な部分については認めることはやぶさかではございませんが、改革の意欲が伝わってこないということではなくて、これから十分そういった事務の合理化であるとか定員の適正化であるとか、そういったものについてはこの5年間の遂行してい

く中でそれを示していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。市長から聞いたかったんですが、まあそれはいいです。

行財政改革につきましては、まさに市長のリーダーシップが大変重要であると思います。委員の皆様がいかに那須塩原市をよくしようと、いろいろな意見、提言を出しております。大変厳しい意見などもあったと思いますが、市民の目線というのはそういうものであると、ぜひ真摯に耳を傾けていただきまして、今後の行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。

次に移りたいと思います。実施状況の評価でございますが、少し具体的な話になりますがお聞きしたいと思います。

市の管理部門として、この集中プランをどのように管理、チェックしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 今議会の議員全員協議会でも、この集中改革プランに基づいた成果をまとめて公表いたしております。それに基づきまして、一定の数字的なもの、あるいは数字であらわせないもの、こういったものも説明させていただく予定でございまして、今後ホームページ等でも公表していくと、このような考えでございまして。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ちょっと具体的な話で、何か様式があって、こういうところをチェックしているんだというのを聞いたかったんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 集中改革プランに基づき改

革していくというプランが11項目ございます。その改革プランに記されました項目に従って、本年度につきましてはこれとこれを行いましたということで、さらに詳しく目的項目別進捗状況という表をつくりまして、項目ごとに、17年度はこういうことを実施いたしましたということで、経費の削減効果が記載できるものには記載してございます。これについては、先ほど申し上げました議員全員協議会でご説明を申し上げたいと、このように考えております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 民間企業におきましては、数値管理できるものはできるだけ数値管理し、数値管理ができないものについてもしっかりと目標管理をしております。そして、その評価においてはグループなり個人の業績の評価、つまり昇進や昇給につながるようになっております。

こういう制度について市としては、ちょっといきなりなんです、取り入れる考えがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 現在、国におきまして公務員の人事制度の改革、こういったものを抜本的に取り組んでおりまして、その手始めに人事給与体系システムも新たに変わります。それに基づきまして、人事評価システム、こういったものが導入されます。

これは県などで試行的に実施されておりますが、まず上司の目標、中間管理職の目標、担当の目標、これを全部出させまして、それとそれを討議することによってすり合わせをして、上司の目標と所属としての目標と課員としての目標を全部一致させて、その年度を進めていく。それに基づいて個人ごとに目標値を決めまして、目標を達成した者についてはある程度評価を与える。こんな制度で

ございますが、那須塩原市につきましても今後、その人事評価システムを取り入れる検討をしなくては行けないかなというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 取り組んでいくんだということで、今後ということでございますが。どうしても、今後検討ということで期間的なものがまずないというような形の中で、やはり行政的には、どこの民間でも期間というのがあって目標が決まるかなと思いますので、ぜひそういう形をとっていただきたいなと思っております。

まさに、今言われた改革が行政改革であると思います。行革の懇談会の中で委員の皆様と市の考えが噛み合わなかった点が随分あったかと思いますが、こういうところじゃないのかなと、私はちょっと思ったところでございます。

続きまして、情報公開につきましてお伺いしたいと思います。

大綱とプランについては、先ほどホームページと広報で公開したということでございますので、わかりました。

ホームページ上ですが、公表されているのも私見ております。ホームページのトップページから5回開かないと大綱とプランまでたどり着かないような形になっております。私も、実を言いますと、今回この行財政改革の一般質問を実施すると決めてから、この大綱とプランについて、本当に出ていたんだなというような感じでございました。まさに、3月の全員協議会で説明を受けてはおりましたが、大変重要な政策でありますので、議員として大変恥ずかしいと反省いたしましたところでございます。

もう一つなんです、これは懇談会の議事録が公表されていると思うんですが、先日11月に、2月、3月にやった懇談会の議事録がホームページ

上に掲載されたということで、大変これ遅いなと私は感じたんですが、この辺はどのように感じているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 市のホームページに関するご質問が2点ほどございました。

まず、行財政改革のところにたどり着くまでに5回ほどクリックして場面を変えていかないとできないという、これにつきましては、内部で改善ができるというふうには考えておりますので、十分に対応を考えてまいりたいと思います。

それから、議事録の掲載ということの時期の問題がございました。こういったものにつきましては、やはりタイムリーな即効性を持った形で掲載をしていくといったものが原則であろうと思っております。大変時期的にずれてしまうというふうなことがあるということであれば、大変申しわけないことでもありますので、この辺のところも改善をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 改善するということですので、よろしくお伺いしたいと思います。

提案的になりますが、行革に対しましてはかなり進んでいる埼玉県の志木市のホームページがあります。これなんですけれども、トップページに行財政改革、またこれから進んでいこうという総合計画、非常にこれから大変重要な政策とか施策が載っております。こんなものがありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

行革のプランの内容でございますが、志木市におきましては、プランの中で1年間の計画の推進実行計画、こういう1枚物なんですけど、これがあります。18年度に具体的にどのような計画をしていくんだというプランでございます。ちょっと少し読んでみたいと思います。人材育成推進という

プランがありますので、その辺なんですけど。

推進実行計画ということで、18年度の目標。人材育成基本方針を策定する。次に、行程と手法ということで、一つが先進事例の把握、もう一つが職員意識の調査の実施。次にスケジュールというような形がきていまして、5月、職員の意識調査の内容検討、また先進地の視察、6月、職員意識調査の実施、7月に行財政プラン推進本部推進部会にて人材育成基本方針（案）の検討、9月に人材育成基本方針の策定ということで、しっかりスケジュールまで入っております。次に備考、その次に評価、達成、その次に達成率というような形になっております。こういうものを、まさに市のホームページのトップページに公開しております。

突然で申しわけないんですが、こういうものに関してどのように感じるかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 本市におきましても、本年度、人材育成基本方針というのを検討中でございます。それに基づきまして、具体的な人材育成の基本的な施策、こういったものを来年度以降研究していくことにしておりますので、その辺は十分に他市の先進事例を参考にさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今言ったのは、推進プランの方の具体的な例をちょっと挙げて言ったので、質問の意味が違ったかと思っておりますけれども。

こういうものがあるということで、企画部長の方なんですけれども、こういうものに関してどう感じているのかなど。ホームページを管理している部署ですので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） ホームページの内容につきましても、先日も山本はるひ議員からご質問をいただいているところでございます。やはり、一番にはこういった形で情報提供させられるか。要するに、住民の方がそれを活用する際にわかりやすい、見やすい、内容が豊富なものといったものが挙げられるかというふうに思っております。今ご質問、ご意見をいただいたものにつきましても十分に今後研究をさせていただいて、市民にとって使いやすいホームページ、そういったものの開発といいますか、改善に努めていければというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ありがとうございます。

年間の実施計画、またスケジュールなどがあることにより、市が行っている事業、職員が行っている仕事がよく見えるようになっております。このことは、先ほど言った、市が行っている評価とか管理と同時に、市民に見せることで説明責任を果たすシステムになっております。市が行っている事業、また職員が行っている仕事をしっかり見せることが、まさに行財政改革だと私は思っております。志木市のすばらしいところは、これをまさに情報公開をしっかりとしているところでございます。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

次に、また内容の件なんです、ホームページについて具体的にありますが。

ホームページで企画情報課、総合政策室と開くと「車座談議」、9月1日に登録されております。市長の肝いりで始まった車座談議を開くと、掲載内容は、「車座談議」とはという説明と車座談議の地域割が載っております。また、指定管理者制度というのが11月16日に登録されておまして、開くと指定管理者制度の導入と募集の内容が載っております。車座談議は、皆さんもご存じだと思

いますが4月から各地で実施していると思っておりますが、まだ実施していないところもあると思っておりますが、車座談議の情報を発信するということは、この地区ではこういうお話を今しているんだとか、この地区ではこういう理由で今実施していないんだとか、こういうのを説明すべきだと私は思っております。

それから、指定管理者制度につきましても4月1日から導入しております。これにつきましても、発信の内容が少しお粗末ではないかと感じました。少し厳しい質問になるかと思いますが、企画情報課はホームページの管理指導を行う場所であり、また、総合政策室は那須塩原市の今後の政策を考える大変重要なところでありますので、このことについても一度、どう感じているのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 先ほど、ホームページの必要性、内容についてはお答えをしましたとおりであります。

ただいま眞壁議員の方からお話しのありましたご意見については、今後とも十分に生かしていきたいというふうに思います。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは引き続き質問した

と思います。

行財政改革懇談会を今後継続されるのかという質問でございましたが、今後継続して評価なり辞職していくということでございますが、今いる委員さんにつきましてはどのようなになるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） お答え申し上げます。

現在15名の委員の任期は2年でございました。平成17年9月22日から平成19年の9月21日までの任期となっております。それ以後はまた新たに選任をするということでございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） はい、分かりました。

懇談会とか審議会につきましては、大綱やプランなど作成しているいろいろな意見をいただいて大綱なりプランができます。できあがったところで委員の皆様ご苦労さまでした、それではさようなパターンが非常に多いかなと思います。せっかく長い時間をかけて論議しておりますので、成果をしっかりと評価してもらうことも必要であると思うのですが、それで委員は2年までということでありましたが、引き続きやれる、やりたいというような委員がいたらどのようにお考えですか。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 策定段階の委員さんの考えが当然でございます。それに基づいて、策定された集中改革プランに基づいて成果指標というものを今年度お示しをしてご意見をいただいたことになると。また、市民の皆様、学識経験者、いろいろ幅広い識見を持った方いらっしゃいますので、まったく新たな視点で検討いただきたいと、そのような形で考えております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） まったく新たということではちょっと私は残念だなと思っております。

それでは次に移りたいと思います。

行政評価制度につきましてでございますが、市が導入予定しているというか、行政評価システムについて、先ほど説明があったのですが、もう一度これを具体的に説明お願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） 具体的にという形が、ちょっと説明がへたで申しわけないのですが、総合計画現在策定中でございます。これについて施策が41、1,000強の事務事業があります。これらの施策、事務事業すべてにつきまして、成果指標を設定して評価をしていくと、このような形で考えてございます。もちろん、1年度ですべての事務事業削減についてということはなかなか無理な面がございますので、段階的にこれを進めていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 行政評価システムの中に行政評価委員会というのがあります。これについては設置を考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高久武男君） 助役。

○助役（坪山和郎君） それについては今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今の行政評価委員会でございますが、従来の行政主体の評価を脱却するため、市民が第三者機関として評価することは、私は必要であると思います。

今後いや応なしに地方分権が進みます。自己決定、自己責任、そして自己負担と、市の役割は大変変わってまいります。そのときに、市民の視点が必要になります。このことが、まさに市民との

協働であります。ぜひ、市民による評価委員会の設置を強く要望して、次に移ります。

改革プランの中で、行政評価システムの導入事業というのがあります。この中で、18年度に事務事業評価試行というのがありますが、これはどういう内容なのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） この行政評価システムの導入に当たりましては、平成17年、18年、19年度、3カ年で計画を進めておるところでございます。18年度に行いましたものにつきましては施策の研究会、そういったものを行わせていただいたところであります。あるいはまた、施策の評価の階位、そういったものを各部局を通しまして、あるいは四役、それから部長、局長級、そういったレベルごとに研修等々を行ったという状況でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 私がイメージしていた部分とちょっと違いましたので、そうすると難しいなとは思ったんですが。試行というので、ほとんど今度の総合計画、この後も出てくるんですが、実施計画というのが多分でき上がってきているのかなとは思っております。その中で、実施計画について、事務事業につきましては試行ができればというふうに、私は少し前倒しで考えておりましたが、その辺はどうでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） あくまでも今現在は試行ということでございますから、いろいろな各部局において実施しております事務事業一つ一つについて、ある程度評価をしてきたという経過がございます。あくまでもテスト、試行というふうな段階でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

この評価につきましては、ぜひとも早い導入をお願いしたいと思います。

行財政改革の進んでいる市におきましては、この制度につきましては早いところでは5年ほど前から導入を図り、市の政策や施策、事業の成果をできるだけ数値化し、客観的に目的の達成度などを測定しております。また、さまざまな観点から評価もしております。

現在、あらゆるところで格差問題が社会問題化しております。自治体においても、経常収支比率また実質公債費比率など年々開きが出ております。

先日、北海道夕張市、今回出ましたが、再建計画が発表されました。2年の間に職員を半減、先日は職員の8割はやめたいというような話も出ております。11の小中学校をそれぞれ1つ、また住民税の増税など大変厳しい計画であります。市民の脱出も始まっていると、そういうことでございます。

よもや、那須塩原市はそうならないと思いますが、早急に行財政システムの確立をして、市民と行政がお互いに責任を持つ行財政改革を実行できることを要望しまして、行財政改革については終わりにいたします。

続きまして、総合計画でございます。

19年度実施計画を策定して、原案につきましては3月の定例議会あたりまでに提案したいということですが。

すみません。2番の基本計画の意見の収集の実施につきましては、89件あったということでございますが、これにつきましてはどんな内容があったのか、お願いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） それでは、各部局ごとにお話をしたいと思います、ちょっとお待ちく

ださい。失礼しました。

生活環境部局から申し上げますと、やはりごみ処理の問題、こういった意見が多かったです。市民福祉関係につきましては、子育ての環境あるいは保健・医療の関係、こういった意見がありました。産業観光部局にあつては、畜産の問題ですとか大型店舗の関係のご意見が出ました。建設関係につきましては、中心市街地の活性化あるいは道路整備等々についてのご意見が多かったです。水道関係におきましては、水道水の水質の検査、安心・安全な水の確保について等々のご意見が多かったです。教育部局にあつては、学校の統廃合、こういった意見が出されております。総務部局にありましては防災関係のご意見、財政フレーム等々についてのお話が多かったです。私も企画の部門にありましては、成果指標の取り扱いの方法ですとか、公共ネットワークを今後どういうふうに構築していくのか、こういったご意見等々をいただいたところです。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 内容はわかりましたが、私もちょっと見ましたが指標の出し方というか、これが少しばらばらなのかなとちょっと思いましたので、この質問をさせていただいたのですが、これについては、意見が出たかどうかちょっとわからないんですが、今後どのような形をとるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 先ほど助役の方からご答弁を申し上げたところでありまして、今回初めて基本計画の中に生活指標という項目を取り入れさせていただいたところでありまして、当初から、やはりベターなものというわけにもいかな

い場合もございますので、十分に先進事例等々を踏まえながら、今後ともまだ基本計画（案）というふうな状況でございますので、この辺のところは十分に各部局と調整をさせていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） ぜひ評価ができるような、そんな指標とか、先ほども行革のシステムなどもぜひとも評価ができる、特に市民に見やすいような評価ができるようなスタイルをとっていただきたいと、このように思っております。

最後になりますが、総合計画につきましては現在作成中でありまして、管理評価については先ほど行財政改革で言いました政策、施策、事業の成果をできるだけ数値化し、客観的に目的の達成度を測定して、さまざまな観点から評価をお願いしたいと思います。

この10年、地方分権を進めることが常識化してきております。集権のメリットとされる統一性、公平性、国の指導力の発揮よりも、分権のメリットとされる多様性、迅速性、総合性の発揮に総合的な価値を認める動きに変わってきている。自治の最大原則は自己決定・自己責任、最後は自己負担である。この下りは先日議員と職員と一緒に研修を受けました佐々木信夫先生の「自治体をどう変えるか」というところに書いてある文でございます。本日取り上げました行財政改革また総合計画につきましては、まさに那須塩原市の将来像、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」を創造する大変重要な政策、施策であります。今後より具体的な実施計画と行財政システムを早期に作成いたしまして、市民によりわかりやすく情報公開し、市民と行政がお互いに協働でまちづくりができることを要望しまして、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で、3番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 高久好一君

○議長（高久武男君） 次に、5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。5番、高久好一です。

12月議会も1会派と私で最後の20番目の一般質問となります。32人の議員の全員が発言する議会を夢見ながら質問していきます。

今、多くの国民が現在と将来の暮らしに展望が持てず、不安と閉塞感から出られないままです。11月16日、自民・公明の与党が単独で教育基本法改悪案を衆院で強行採決したことは、歴史に汚点を残す暴挙です。相次ぐ痛ましいいじめ自殺の背景にある実態隠しや教育改革タウンミーティングでのやらせ質問による世論誘導、必修科目の履修漏れ問題など、どれも法案提出者の資格が厳しく問われる問題で、審議は尽くされていません。追い詰めているのは、私たちの運動と国民世論です。

アメリカでも中間選挙でブッシュ大統領の与党が大敗し、イラク戦争占領政策の見直しを余儀なくされています。沖縄知事選の審判とあわせて、日本の米軍基地再編計画も影響を与えずにはおかないでしょう。中南米での新自由主義反対の政権の広がりとともに、戦争の格差社会の世界の流れが勢いを増しています。

最終盤国会会期末、12月15日、参院で教育基本法改悪法案を必ず廃案にとの声を集中し、平和の綱引きの引き手を大きくと、仲間をふやすことに

全力を挙げていきます。那須塩原市が住民の命と暮らしを守るという本来の役割を果たせることを願いながら質問するものです。

1、那須塩原市総合計画基本計画（案）について。

本市は、5年後の成果目標値を設定した基本計画（案）を発表し、市民の意見を募りました。その中から質問するものです。

1) 環境の保全について。

計画的な土地利用ときめ細やかな規制と誘導で環境が守れる、そういう状況を考えがたい状況にあります。市が積極的な国・県・産廃業者への要請行動を行うべきと思いますが、考えを伺うものです。助言、指導として産廃に詳しい実績のある弁護士やアドバイザーを委嘱すべき時期にあると思うが、考えを伺います。

2) 安全な水の供給について。

黒磯・西那須野水道水源、那須疏水のことです。産廃処理場の汚水が流れ込んだが、その対応と今後の対策について伺うものです。

① 県への要望書、要請書、提出後の対応について伺います。

② 業者は保全協定を結んだところにも連絡をとらなかったと言われていたようですが、水道水源としての認識があったのかについて伺います。

3) 学校教育の充実について。

① いじめと不登校の再点検のポイントは何かを伺います。

② 04年から、教師によるいじめ、体罰がゼロの報告が続いていることについて伺います。

③ いじめの舞台となる部活のあり方についてどう考えていますか。

④ 教育の場で生徒の命を守るために、義務教育の義務と権利の説明と理解についてどう考えていますか。

⑤不登校5年間で半減の計画は、教育基本振興計画の先取りではないか。親や市民に説明と意見を聞くべきではないかと思いますが、考えを伺います。

⑥子どもの権利条約と学校教育の関係について伺うものです。

大きな2番です。図書館でのパソコンの利用の制限をなくし、図書の利用拡大について伺います。

①図書館でのパソコンが使えない理由をお聞きしたい。

②ノートパソコンの持ち込みを認めてほしい。

③パソコンの設置と、当面の対策としてパソコンコーナーが設置できないかを伺うものです。

大きな3番です。救急医療体制について。

市民が安心できる救急医療体制の現況と課題について尋ねるものです。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 5番、高久好一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

私からは、大きな3番の救急医療体制についてお答えをいたします。

現在、本市を含む地域の救急医療体制については、初期救急として比較的軽症な患者を診療する休日急患診療所や在宅当番医制、第二次救急として昼夜を問わず入院や手術が必要な重傷者を回り番で引き受けている病院群輪番制や子供に対しての小児救急拠点病院制、第三次救急としての脳卒中、心筋梗塞など重篤な患者に対する救急救命センターなど、重症度に応じた体制を整えているところであります。

しかしながら、昨今、全国的に地域の救急医療

機関は国の新研修医制度に伴い大学病院等への医師の引き上げによる医師不足に陥っており、特に産科や小児科においては多忙をきわめる診療科目であり、また訴訟を起こされるケースが多いことから同診療科を志す医師が少なく、産科・小児科医の不足はますます深刻な問題と聞いております。

休日急患診療所を除く救急体制は、広域で整備を図っていくことが効率的かつ効果的であることから、那須地区広域行政事務組合が中心となって運営をされており、体制の整備に問題が生じた場合には、関係機関で構成する那須地区地域医療対策協議会等において解決に向けた協議が行われることとなっております。

また、本県においては専門研修医の貸付制度やドクターバンク事業等の医師不足解消に向けた各種事業を展開しており、本市においても、これらの取り組みの実現に対し強く要望するなど、今後とも地域救急医療体制の確立に努力をしまいたいと考えております。

このほかにつきましては、教育長、生活環境部長、水道部長、教育部長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 那須塩原市総合計画基本計画についての、学校教育の充実について、お答えを申し上げます。

いじめと不登校の再点検ポイントについてであります。いじめについては、子供の変化・サインを見逃さない姿勢がとれているか、サインを感じたときに組織的で迅速な対応ができるか、いじめが起きない学級づくりができてきているかの3項目について、各小中学校長に先日文書で通知したところであります。

また、不登校については、休みが連続する子供への家庭訪問などの早期対応ができてきているか、不登校になっている子供に対して学級や担任とのつ

ながりがさまざまな方法で保たれているかなどを、学校に日ごろから確認するよう指示しております。

次に、体罰についてであります。体罰についてはあってはならないことであり、あらゆる機会を通して具体的に指導するよう校長に指示しております。また、教育委員会が学校訪問する折に、教職員に対して直接指導しているところであります。

教師によるいじめの問題は、ここに来て新たに指摘されたものであります。いじめ問題の対応の中で重大な事柄としてとらえ、指導しているところでございます。

次に、いじめの舞台となる部活のあり方についてお答えいたします。

学校教育における部活動は教育課程外の活動であるものの、集団での活動を基本とするものであり、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的・実践的な学習の場であるとともに、一人一人が存在感を持ち、自己実現を図っていく活動であると考えております。また、部活動を通して互いに個性を尊重し、協力し合い、よりよい人間関係をはぐくむことをねらいとしておりますので、今後も一人一人の生徒の様子をよく見守り、いじめ問題が発生することのないよう各学校に指示してまいります。

次に、義務教育の義務と権利についてお答えいたします。

義務教育において、保護者は子供に教育を受けさせる義務があり、子供は教育を受ける権利があります。しかし、子供の命が危機的状況にある場合、これを回避するための柔軟な対応が必要であると考えております。

次に、不登校半減計画についてお答えいたします。

不登校児童生徒数を5年間で半分にするという

数値目標は、現在策定中の市総合計画基本計画の中にある学校教育の充実に向けた施策の成果指標の一つとして掲げたもので、市民への説明や意見をいただいているところであります。

次に、子どもの権利条約についてお答えいたします。

子どもの権利条約は、子供の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つを守ることを定めたものであり、学校教育においてもそれを遵守した教育が行われるべきと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 次に、生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私の方からは、1の那須塩原市の総合計画の基本計画の中の1)の環境保全に関して、お答えをさせていただきます。

環境の保全に関しましては、大きくは土地利用に関しての規制と誘導を基本に、環境基本計画や税制も含めて抜本的な対応制度の構築が必要であり、あわせて国・県・企業・土地所有者等への理解を得るための要請や、時によってはご提言にあります専門家の活用も視野に入れなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、環境保全のため関係部局一丸となりまして、総合的見地から取り組まなければならない課題と考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 私の方からは、2)の安全な水の供給についてお答えいたします。

①の県への要望書提出後の対応につきましては、松原勇議員にお答えしたとおりでございます。

次に、②の事業者は那須疏水が水道の水源であるという認識があったかについては、那須野ヶ原土地改良区連合と株式会社千佳との間で締結いたしました「農業用水の保全に関する協定書」の中

に、「水道用水」という記述が入っております。
そういうことでございますので、認識していたものと承知しております。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、2番の図書館の関係でございますが、①から③について関連がございますので、まとめてお答えを申し上げます。

本市における現在の図書館でのパソコンの利用につきましては、施設面においても構造的にも、こうしたIT機器の使用を考慮して建設がなされていないため、現在は利用に応じておりません。具体的には、スペースの問題や電源の確保あるいは操作音による他の利用者の妨げになるなどが主な理由であります。

今後は、施設の状況を十分考慮し、研究してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） それでは、順次再質問を行っていききたいと思います。

まず、総合計画基本計画（案）についての答弁がありました。土地利用計画と誘導と税制も含めてという部長の答弁でありました。2番もあわせて、産廃に詳しい実績のある弁護士、アドバイザーの委嘱も考慮に入れるというお話でした。

私、総合計画をずっとこここのところ見てきて、眞壁議員も先ほどそういう質問をしていらっしやいましたけれども、成果の指標が現在の農地、宅地、山林面積が表記されているだけで、5年後は空欄状態です。3月までには仕上がってくるというお話を企画部の方に行って伺ってまいりました。

しかし、私、こここのところずっと栗川市長から

も6月と9月の議会において、土地利用計画、総合計画基本計画、そういった中で産廃問題、市民との協働のもとに生活環境の保全を図ってまいりたいと、市として今何をすべきかを考え、土地利用を初め各種の計画の中に産廃阻止をできるだけ基本的に反映させたいと、こういう答弁をいただいています。そういう中で、それなのにという思いがあります。もうちょっと充実してもよかったですのではないかとこの思いがしています。

しかし、気落ちばかりしてはいられないと思います。私たち議会の者として。皆さんもそうだと思います。市が一丸となって積極的な産廃対策をやっていかないと、8月に柳産業が事前計画書を県の方に提出していると、そういう実態も踏まえながら、市が一丸となって積極的な国・県、産廃業者への要望、要請活動を行うべきと、そういう質問を出しました。そうしたときに先頭に立つのは、やはりリーダーシップを発揮していただく市長と私たち議員になると思います。

12月5日、若松議員が環境部長の答弁に、市長は11月15日、既に国の方、環境省に要請に行ってきたというお話がありました。その内容について、どんな態勢でだれに会ってきたのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

ちょっと言葉じりをつかまえるようで大変申しわけありませんけれども、要請に行ってきたということではなくて、環境行政の全体の大もとである環境省へ、このような過剰に偏って線引きされている状況について掌握されていないのではないかと、非常に地域は困っているんだと、そういう実情をまずは訴えにいきましょうと、意見交換をしましょうというスタイルで、市長を先頭に我々

事務レベルですけれども、行って、熱心に1時間対応していただいて、お話をさせていただきました。

ですから、この次にもお答えしましたように、具体的な、ではこのように対応しましょうというようなそんな簡単なレベルではないから、今現状このような状況にあるわけですので、そんな生易しいものではありませんけれども、まずは第1回としてお話に行った。これからは、また我々は我々の中で、議員からもご提案が出てくると期待されておりますけれども、それらの内容も受けて勉強して、また今度は提案を持って行くとか、いろいろな段階で動いていく必要があるというふうに考えております。

その一環である行動をとったということで、陳情とかそういう要請行動でただ行ったので、はい受け取りましたと紙を受け取って終わりではなくて、本当に意見を交換してきたと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私も少し大きくとらえたのかなと、期待する部分が相当あるものですから。まずは実情を話しに行ったということですね。

先ほども、水の問題で那須野ヶ原土地改良事務所というような話をさっき私しましたけれども、安全な水道水の話をしました、その中でも話しましたが、那須塩原市にもちゃんとした産廃に対するそういう教訓が出てきたんじゃないかと私は思っています。那須疏水に産廃の汚水が流れ込んだ事件で、市長が県、事業者に対して行った要望と要請行動を産廃の問題でも、市民とともに国にまで広げ、必要に応じて頻度を上げていくことが大切だと、私はこんなふうに考えています。

今、私が聞こうと思っていたことを環境部長の方が答えてくれましたので、今後とも続ける必要

があるというようなお話でした。そのための第1回の実情をお話しに行ったという話に、今受け取りました。

その次の助言、指導としてという話に移っていきたいと思います。実績のある弁護士、アドバイザーを委嘱すべき時期と思うがということで、これも先ほど環境部長からお話をいただきました。これも考えていかなければならないというお話だったと思います。

そういう中で、青木の産廃運動の中にも発展があって、今月5日、産廃処分場反対でネットワーク化された協議会が立ち上がったという話が、先日の議会の中でも報告がありました。下野新聞によると、9日、10日に産廃処分場の見学会を行い、27日には県庁前で街頭活動を行い、知事に要請行動をするという報道も上がっています。環境部長は、9月に協議会の立ち上げについてノウハウを持っていると、協議会の立ち上げにはそのノウハウを提供する用意があるというお話をされました。どの程度かかわってきたのかを伺いたいと思います。それと、青木の対策委員会が一度署名を提出した後、幾つか署名を持っているという情報を、私、対策委員長と電話したときに聞きましたので、その第二次の署名提出があったのかも知っていたら聞かせていただきたい。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 何点かご質問がありました件につきましてお答えをさせていただきます。

どのようなことを指導といいますか、ご助言したかというのを逐一言うのもいかがかと思っておりますので、規約のつくり方ですね、規約の内容についてはもう早い時点で内容について示されまして、アドバイスとまでいくかどうかわかりませんが、一般論的な話を含めてお話をさせていただ

きました。逐一、どういう組織体でつくっていくかということについては、会議の日程も含めまして、いつ立ち上げる、いつ行動するかについてはマスコミよりずっと先に把握をして、連携をしておりました。

結果として、まず中心となるのは最初に県の方に要望を出した大きな団体に中核になってもらうということで、今回立ち上がったということであり、その後、別途いろいろなもう少し小さな団体、また個人、そういう協賛団体もどういう形でか加えて、青木の産廃反対運動の協議会ではありませんので、那須野ヶ原の大きな自然環境を守るという意味も含めて、またもう一つ大きな発展的な考え方を言うと、緑と食をという、そういうところまで結びつくような協議会活動になっていくというふうな状態になっています。

ただ、当面は青木の大きな課題に当然にこれは行動を起こしていかなくちやならないということで、ただし、展望は大きな視野でやっている。ですから、青木の産廃の委員会と、それぞれ役割分担は当然あるのだろうと思っております。

それから次に、署名の関係でございますが、署名の関係はちょっと耳で聞いた話ですので、数字を、第一次のやつはそっくりコピーを我が市にもいただいて持っています。第二次についてはまだいただいておりませんが、500ないしぐらいは届いていると。ばらばらと届いているので、いつ持っていったいいかわからないような状態にあるように聞いております。それにつきましても、県に届けられていることには我々も仲介をして、届ける段取りはしてあげますということで、それはお互い委員会等で共通認識にあります。

それから、ちょっとお断りしておきますが、専門化といったときに、弁護士とかアドバイザーと具体的に申されましたが、私どもでは別に弁護士

と決めたわけでもなければ、アドバイザーと決めたわけでもありません。とりあえず答弁のように専門家、どちらかということ、私は今模索しているのは学者的な方の方からまず入っていただければなどと思っておって、ちょっとまだ具体的になっておりませんので申し上げられませんが、そういう視点で一度研究してもらおうというふうに思って、今はその模索をしている最中でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私の方で聞いたときは、400以上あるよという署名の数。市民というか、この地域の人々の、先ほど環境部長が言いました那須野ヶ原全体のという署名だと思っております、そういう人々の意思をしっかりと県の方へ届けていただくということは大事なことだと思っております。

そういうことと、さらにそのほかに青木、高林地区では女性の立場から産廃問題を考える対策委員会ができた、私そう伺っております。そういう広報活動もやっていくというふうに私の方は聞いています。そういう動きが青木、高林地区にできているということは私たちにとっても非常に力強いことだと思っております。そういう運動が起こっている中で住民運動に、頼った運動ばかりでなく市みずから次の段階に向かって備えるべきです。青木1区、4区の住民が業者説明会に参加し続け、産廃設置不承知の意思表示を続ける限り処分場建設はとまっています。その間に法的な対策、対抗策もつくり上げるべきです。

私たち福祉環境常任委員会は、11月に熊本県の水俣市の方へ行ってきました。その中で、私は皆さんと一緒に市の方からいただいたのと、そのほかに私たち日本共産党の方の議員たちとも交

流をやってまいりました。そういう中で、水俣市は法的地見地から予算を組み、産廃に詳しく実績のある弁護士やアドバイザーに委嘱しており、国は県選出の国会議員や環境大臣、県、県知事や県会議員、県会議長に陳情・要請を頻繁に行い、予算85万円を組み、さらに12月は補正予算を組むと、そういう予定と聞いてまいりました。

那須塩原市でもぜひこういう方向で備える考えはあるかを伺います。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） お答えをいたします。

水俣の事例につきましては、我々の方でも情報を十分に入手しておりますし、全国の産廃の協議会でも意見交換を担当職員が行ってやってきたという、つい最近の話ですが、やってきました。ちょっと情報で聞きますと、逆に、事前に水俣が我が那須塩原に知らせに来たという事例も聞いておりますので、共通項としてお互いの連携というの、情報交換といいますか、それは必要なかなと思っておりますので、今後我々も注目をしていきたいと思っております。

さて、その予算化の関係ですけれども、予算につきましてはまだ今積算、財政当局の部からの要求というレベルでございまして、まだ何とも、つくつかないかというレベル以前の問題でありますのでちょっとコメントは今できませんけれども、できれば専門家のお話を聞けるには、曲がりなりにもある程度の予算も必要かなと思っておりますので、その辺は積算の中に上げていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ぜひしっかり、この部分でやっていただきたいと、そう要望しておきます。

続いて、安全な水の供給について伺っていきます。

基本計画（案）では、タイトルは「安全な水の供給」となっていますが、健全な経営、安定した配給水、危機管理対策の強化など、成果目標は水道管の耐震化の向上、給水管の破損・漏水件数の減少が挙げられています。私とはちょっと違う視点で産廃から水源を守るということは掲げられていません。

7月の中旬、松原議員と何人かの議員が質問して水道部長も答えられていると思いますが、その件です。

県は当初、業者に流出防止などの策を指導した上で、故意ではなく水質への影響も考えられないと、そうしています。しかし、県は住民の要請もあり、改めて業者に事実関係の報告を求めたと。住民によると、「流れた水は異臭がした。現場の状況から故意に流したのではないか。県の対応は甘い」と、怒りをあらわにしていました。業者は、流水の事実を認めながらも、故意に流した事実はないと、長雨で駐車場にたまった雨水が流れたと。排水への流入は否定できないが、稼働前の実証実験で流入しないことを確認していると、こう言っていました。しかし、稼働前の実証試験では、考えられないことが実際には起きることが証明されました。そういう中で、栗川市長の県への要望書、要請書の提出が行われたということだと思います。

私、この経過をずっと新聞でしか知らなかったという部分があって、ちょっと恥ずかしい部分もあります。栗川市長の要望書です。「那須排水は市民の飲み水にも使われている。県にしっかり調査してもらい、詳細な説明を求めたい。雨水などが那須排水に流入したことは看過できない」、こういう要望書だったと思います。

さらに11月10日、業者に原因究明や再発防止など厳しい対応を求める要請書を県に提出した。要請書は、那須疏水は農業用水と水道水源であり、市民の生命線、処分場内の雨水の流入は安心・安全を脅かすもので重大問題だ。水質検査で有害物質が検出されなかったからといって、それでよいという問題ではない。業者には県の指導に必ず従うよう文書で要請した。

知事の方も、これを受けて、調査結果を踏まえて対処すると答えたという、こういう流れだったんですが、何人かの質問の中で、この後30日の操業停止というような結果が出てくるわけですが、その中で、業者は那須野ヶ原土地改良区連合と保全協定を結んでいた。排水が有害かどうかは以前に、流出の時点で連絡がなかったのが原因という、こういう結果で法的処置も検討していると。こういうことで、結果的に県の方も30日間の営業停止を行ったということです。

市長がやってきたこの2つの要望、要請について、こういう結果になりました。市長の意見がありましたら、ぜひお聞きしたい。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 那須疏水の産廃処分場からの雨水の流入ということでございますけれども、私どもは許可権者でもございませんし、そういう意味では当然県に物を申し入れる以外に方法はないというふうに判断しております。

そういうことで、厳重な対応をしていただきたいということの要望をしたところでございます。その結果が30日間の間に改善、あるいはそれらの対応をしろということで業者に対応したものだというふうに思っております。これが万全かどうかはまだ30日が過ぎないとわかりませんので、私どもとしては、それらを十分に注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時16分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 市長の方からは、非常に慎重な、30日間たって結果を見ないとわからないと。このくらい慎重にやっていただきたいと思います。このような聞き方をしたのは、産廃業者は住民との話し合いの中で「水道水とは知らなかった」とも言っています。認識がなかったのではないかと。いう地域住民からの怒りの声が上がっています。県は対応が甘い、弱腰だと、こうも言っています。汚水流出問題は民民の問題と、そういったことも住民の怒りを買っています。民民の問題というのは、民間産廃業者と住民の問題だということです。住民が聞いたならば、県の仕事じゃない、関係ないと、そう言っていると聞こえます。市はこのような民民の話を聞いていますか。答弁を求めます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私の方は、全くその話は聞いておりません。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 非常に残念ですね。地域の人々はこのことについて非常に怒っています。結果として、市長の方の要望書、要請書、さらに那須野ヶ原土地改良区の改良連合の方に地域住民の怒りの抗議など、毅然とした迅速な対応が県に、施設の改善命令と施設の使用禁止30日間の行政処

分を行わせた、こう評価しています。

現在、那須疏水の取水口は、今回の産廃施設の上流にあるものの、黒磯の飲料水の52.1%、西那須野の50.6%を那須疏水から取水しています。これは水源水質フロー、平成17年3月現在の水道部の資料です。

水道部長、これでよろしいですか。

○議長（高久武男君） 水道部長。

○水道部長（君島良一君） 資料を持ち合わせておりませんので、水道の資料を見て出したのなら間違いはないと思いますが。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） ちょっと聞き方がまずかったかなと思いますね。

那須疏水は、市長の言う、まさに那須塩原市民の水道水源と農業水源の生命線です。そこに産廃の汚水が流れ込んだのですから、監視体制を強化するとともに、塩原やその他の水源もあわせて当然保護していく必要があります。今回の事件もあわせるならば、那須塩原市にとって水資源保護条例を制定することがますます急務であると、私はこう思います。このことを申し上げて次の質問に移りたいと思います。

3番目の学校教育の充実です。

相次ぐいじめによる自殺や未履修問題、教師の自殺、そして内閣府・文部科学省・教育委員会によるタウンミーティングでのやらせの質問、世論の誘導、教育基本法を改悪するために何が何でもの安倍首相。15年前に子供たちが命をかけて訴えた、その訴えに耳を傾けなかったツケが、今文部行政を厳しく告発しています。

先ほど、教育長の方から再点検のポイントは答えられました。その再点検の中に、文部科学省は独自の調査をやりますと。小中学校に子供が就学する際、市町村教育委員会が指定した学校の変更

を申請できる制度を知らない保護者は73%にのぼります。同制度では、いじめなどを理由に在学中でも学校変更が認められます。しかし、これを知らない親は82.2%に達しました。

一方、教育委員会に対する調査では、いじめなどを理由に学校変更の申請があっても、これを拒否すると、そう答えた教育委員会が就学時55.8%、在学時56.6%、ともに過半数を超えました。ここからは、制度があるのに使わせないと、こういう教育委員会のかたくなな態度があります。

こういう数字を、教育長、どう思いますか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 従来は、学校を尊重した教育行政をやってきておりましたが、このいじめとか不登校とかそういう問題が大きく出る中で、本市としては弾力的に対応して、既にいじめだと訴えたときに学校の転校を認めてきて、そうした実績で教育行政を進めてございます。

そんなに多い実態は、やはり改善されなければいけないと思っております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 少し安心しました。

12月6日、岡本議員の質問に、いじめによる不登校があることを教育長は認めました。ちょっと私はわからなかったのですが、新たに追加されたものですか、こういう分類の仕方というのは。私が11月14日、教育委員会に伺ったときに2人の主事が答えたのは、いじめによる不登校という分類そのものが設定されていない。それぞれいじめと不登校と別にカウントすると、そういうふうになりました。

それともう一つ、教師によるいじめと体罰は文部科学省の調査表の欄にはないと、こういう説明も受けました。私はそのまま帰ってきたんですが、実態を無視した設定だと思っているので、改めて

確認します。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 教師によるいじめというのはあってはならないという立場に立っておりますが、現に起きたわけですね。ですから、こうしたことについてどういうふうに取り扱うのか。恐らく、その他の項目等で記載されることができると思いますが、教師によるいじめの項目があつては、これは大変な事態になりますので、今後検討していきますが、こういう調査は県が項目を立ててやっております。我々としては現状を的確に調査して理解していく必要があると考えております。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） そういう、あってはならないことということなのですが、実際にはいろんな調査が行われております。警察庁が行った調査、それから法務省が行った調査が全く文部科学省の調査とは合致しないと、そういう調査結果が出ています。

法務省の調査です。これは11月1日に下野に載りました。法務省によると、申告数は01年481件、02年524件、03年542件、04年584件、05年716件と、こういうふうにいじめがふえているのに、学校は何と言ったか。事実はないと、そう言って取り合わない、担任教師がその場限りの対応しかしないなど、学校の対応のまずさを指摘する内容のほか、先生が自分の嫌なあだ名を呼び続ける、教師がいじめに加担するケースもあると。これは法務省です。

さらに、全国高校生PTA調査。高校生になっていじめられた相手を複数回答で尋ねたところ、90%弱が同級生と答えた。教員も挙げた女子は25%、男子は20%。私は教師のいじめは20%くらいあると、今までの経験からそんなふうにして

います。

さらに、これは先日、吉成議員の質問の中で、那須塩原市のいじめの件数が9月の議会の時点よりふえたと。29件あったけれども7件は解決したというお話でした。たまたま新聞を見ていましたら、今、矢板市でも同じように市議会が行われております。その中で、小学校で3件、中学校で11件、合計14件のいじめがあったという報告がなされています。向こうは人口が3万人に満たないと思います。そこと11万5,000の那須塩原市、3倍ぐらいの差があるにもかかわらず、件数はほとんど同じです。ちょっとおかしいのではないかという思いです。

私、去年も12月にそういうお話をしました。NHKラジオの教育相談では、不登校は教育委員会の言う3倍から5倍、いじめは10倍、体罰は100倍しないと正確な施策はできませんと、そういうことが放送されています。

こういうことから、対策にずれがあるのではないかというのが私のお尋ねしたいところです。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） いじめにつきましては、注意深く学校を見守っております。それで、もちろん教育委員会には保護者から、あるいは地域の方からいろいろな情報を寄せていただいております。いじめがあるという状況の場合には、即指導主事が学校に向かって状況を把握して、解決に向けて努力しているわけです。

学校ですから、集団を指導するという立場に立ちますと多少強い指導は伴うんですね。それを、いじめと子供が感じるか、その辺微妙なところがあります。度の過ぎた指導はやってはいけないわけですし、学校の集団が守られるという指導の観点も大切であると、こんなふうと考えております。

子供の人権を守るという姿勢には全く変わり

とらえています。

教育長、もう1回お話しをお願いします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 体罰とか教師による問題ですが、そういうものについては校長に管理責任がありますから、そういうことが起きれば校長から報告が来ると、そういうことです。

報告が来ないことに対して教育委員会が出向くというわけにはいきません。ただ、いろいろ任用時とかそういうところで予防的に指導する、そういうどうしても感情的になりやすい教師というのがありますので、そういう指導の行き過ぎが起きないように指導はしてきております。

隠ぺいとかそういうことが今議会に出ているんですが、私はできるだけ開かれた教育委員会、開かれた学校、そういう方向で努力してきておりますので、故意に隠ぺいするとか、故意に情報を伏せるとか、そういうことは避けてきておつもりですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） そういう問題では、先の方に掲げているんですが、教育委員会で、9月の議会で教育長が答えられた新潟県の不登校3年で半減計画という中に、これと一緒にやるんですが、体罰・いじめをゼロと書かないと教育委員会が受け取らないというのが新潟県とか福岡県の教育のシステムなんですね。そうすると、実際にあっても書けないということになるんです。

先ほど、「その他」という欄で書く場合があるというお話もありました。でも、これだけ問題になっているのにそういうのを設けないと、県の方でそうだから設けないというのではなくて、当然市としてそういったものを入れて、それこそきめ細やかな丁寧な指導こそが私は教育だと思います。ぜひ、そういう教育をお願いして、この問題、教

育関係まだ残っていますが、ちょっと先の問題がありますので、あとは省略させていただいて、図書館の問題の方に移らせていただきます。

図書館の問題で先ほど答弁がありました。利用者の妨害になるからと、あとは電源等その他、そういう施設になっていないというお話もありました。今後研究していきたいというお話だったと思います。

そういう中で、ノートパソコンを持ち込んで、今はそんなに音はうるさくはないし、私、西那須野図書館と黒磯の図書館と行ってまいりました。その中でも2階の方に皆さん、しっかりと読書されたり学習したりしている姿、11月14日火曜日平日ですが、西那須野では合計14人、黒磯の図書館では土曜日です、12時に39人の方が、その中で中高生が2階でしっかりと勉強しておりました。こういう中で、1階とかにコーナーを使ってパソコンを使うということの可能性ですね。

図書館の自由に関する宣言、市民の知る権利、人権、保障するために資料と施設を提供することを最も重要な任務としていると、これが図書館の任務です。こういった観点から再度答弁を求めます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 先ほどお答えしたとおりでございます、今後研究してまいりたいと、こういうことでございます。

○議長（高久武男君） 5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 私、たまたま図書館の方へ行きましたら、図書館員の方からこういう提案がありました。図書館には、それぞれ公民館を分室とする、そういう分室の機能もあると。私、地元の鍋掛の公民館へ行ってきました。そこに資料をリクエストして、そこでパソコンを使って資料を入力する方法があるという、そういうことが

できますよというお話がありました。

しかし、鍋掛の公民館へ行きましたら、本のリクエスト返却窓口にはなっていますが、パソコンはありません。それならばということで黒磯の中心地の黒磯公民館へ行きました。そうしたら、ここも高齢者のパソコン教室で年賀はがきをつくる程度には使えるが、かなり古い機種ですから資料を持ち込み使えるような状態ではないというお話でした。

そうすると、図書館がなかなか利用の拡大、今度の基本計画では蔵書を、市民1人当たりの冊数をふやすんだという成果目標を立てておられます。こういう関係も、利用者をふやすという観点からパソコンの使用を広げるようお願いしたいと思えます。

最後の救急医療の問題です。

時間が来てしまいました。残念ですが、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高久武男君） 以上で、5番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で、質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のた

め各常任委員会に付託をいたします。

議案第97号から議案第108号まで、及び議案第110号から議案第113号までの16件については、お手元に配付の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本議会最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

◎請願・陳情等の関係常任委員会

付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された請願1件及び陳情2件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長登壇の上、審査結果の報告を願います。

◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は
全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時46分